

令和8年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和8年6月15日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（18名）

1 番	金 澤 雅 哉	2 番	高 橋 美千子
3 番	戸 村 ひとみ	4 番	常世田 正 樹
5 番	伊 藤 春 美	6 番	伊 場 哲 也
7 番	平 山 清 海	8 番	崎 山 華 英
9 番	永 井 孝 佳	10 番	井 田 孝
11 番	島 田 恒	13 番	遠 藤 保 明
14 番	宮 内 保	15 番	飯 嶋 正 利
16 番	宮 澤 芳 雄	17 番	伊 藤 房 代
18 番	木 内 欽 市	19 番	松 木 源太郎

欠席議員（1名）

12 番 片 桐 文 夫

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	大八木 利 武	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	崎 山 博 之	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり 課 育 て 支 援 長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	椎 名 実
子 育 て 支 援 長	八 馬 祥 子	こども家庭 課 長	石 橋 康 司
高 齢 者 福 祉 長	杉 山 かおる	商工観光課長	加 瀬 弓 子
農 水 産 課 長	金 杉 高 春	建 設 課 長	林 一 美
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	宮 内 和 美
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	佐 野 唯 生
スポーツ振興 課 長	林 甲 明	監 査 委 員 長	森 田 貴 久
農 業 委 員 会 長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	飯 笹 浩 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（宮内 保） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 伊 場 哲 也

○議長（宮内 保） 通告順により、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（6番 伊場哲也 登壇）

○6番（伊場哲也） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、伊場哲也でございます。

令和8年第2回6月定例会におきまして、一般質問を行います。

今回のテーマは、ウェルビーイングの向上、市職員の皆様方、そして中学生の皆さんに達成感・充実感・幸福感を味わっていただきたい、そうした思いを込めて本日の質問を構成いたしました。

まず、大項目（1）職員に対するハラスメントアンケートの目的と改善の進捗についてお伺いいたします。

①といたしまして、全職員を対象にハラスメントアンケートを実施したその目的をお伺いいたします。

2点目ですけれども、アンケートの結果を受けて、再発防止に向けて、現在、見直しをどのように行い、どのような対策を行っているのかお伺いいたします。

3点目といたしまして、あくまでもアンケートの結果でございますけれども、議員によるカスタマーハラスメントを受けたと回答した職員の数字が32人に上りました。私自身、議員

の一人として大変重く受け止めております。担当課として、この結果をどう受け止めているのかお伺いいたします。

次に、大項目（２）中学生のウェルビーイング向上のための休日部活動地域展開についてお伺いいたします。

旭市の休日部活動の地域展開は、いよいよ今年の９月よりスタートいたします。ガイドラインの策定、公式ユーチューブの制作、そして多くの情報発信、担当課長、地域展開コーディネーターをはじめ、旭市部活動地域移行推進協議会委員の皆様方の献身的なご努力と着実な取組に心より敬意を表します。

一方で、見えてきた課題も山積しております。本日は中学校の休日における部活動の地域展開について、しっかりと理解を深めてまいりたいと思います。

まず、基本中の基本として、９月から始まる旭市の休日部活動の地域展開とは具体的に何なのかお伺いいたします。

なお、再質問は質問席より行います。１時間という時間制約がございますので、市長、教育長、関係課長の皆様方には簡潔明瞭なる力強いご答弁をお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

１回目の質問を終わります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、総務課から１項目めの職員に対するハラスメントアンケートの目的と改善の進捗についてお答えいたします。

まず、（１）全職員を対象にハラスメントアンケートを実施した目的でございますが、これにつきましては昨年度、職員に対し実施したハラスメントアンケートは、ハラスメントに関する職員の意識や職員同士のみならず、市関係者からのハラスメントの有無などの潜在的な案件も含めた発生状況を把握しまして、情報を共有することで今後のハラスメントの発生の抑止、それと発生時の対応の参考とするために実施をしたものでございます。

続きまして、（２）アンケート結果を受けての見直しと改善についてですが、今回のアンケート結果を全職員にフィードバックする際に、改めてハラスメント防止規程と相談窓口を周知するとともに、ハラスメントセルフチェックシートにより、職員自身の行動の振り返り等も行っております。

また、アンケート結果で、回答で挙げられたハラスメントの具体例に関する基本的な考え

方も併せて周知をしております。

ハラスメント防止研修は毎年職層を変えて実施しておりますが、今年度はさらに職層の幅を広げるなどして、多くの職員が参加できるように計画していきたいと考えております。

続いて、（３）議員によるハラスメント32件という事実をどのように受け止めているかでございますが、ハラスメントは職員同士のみならず、議員や各種委員等からもあってはならないものでございます。議員の発言には一定の影響があることも事実ではありますが、ハラスメントであるかの認定に当たりましては、双方への確認をはじめ、当該ハラスメントに係る客観的な事実や、その状況を複合的に考慮する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、生涯学習課から、地域展開とは何かというご質問がございましたので、そちらについてご答弁させていただきます。

地域展開につきましては、これまで学校の部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承し、地域の文化・スポーツ団体が行う活動に展開していくことで、子どもたちが多様な活動を体験できる機会と、少子化の中でも将来にわたり活動を継続して取り組むことができる環境を整備することを地域展開として進めるものでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 両関係課長、ありがとうございました。

それでは、1番のハラスメントの件について再質問をさせていただきます。

目的については理解をいたしました。また、過日いただきました、事務局を通してのハラスメントアンケートの結果、数値、データ等々を読ませていただき理解いたしました。

課長、このアンケートにつきましては2種類取られました。いわゆる内側に関するハラスメントアンケート、それから外側から、つまりカスタマーによるハラスメント、カスタマーハラスメントアンケート、この2種類を取りました。なぜ内側のアンケート、職員によるアンケート、そして外側によるアンケート、カスタマーハラスメントアンケート、2種類取った理由をお聞かせください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、外側からのカスタマーハラスメントでございますが、こちらは昨年5月から8月にかけて実施をしております。このアンケートを取った理由としまして

は、令和7年6月の労働施策総合推進改正法による職場におけるカスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置の義務づけ、これを見据えまして、本市における発生状況を把握し、今後の対応等の参考にするために実施をしたものでございます。

そして、内部のハラスメントに関するアンケート、こちらは12月から1月にかけて実施しておりますが、こちらにつきましては職員同士のみならず、市関係者等からのハラスメントの有無など、潜在的な案件も含めた発生状況を把握して、今後の対応の参考とするために実施をしたものでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 今、課長の答弁にございましたように、アンケートの期間でございますけれども、職員ハラスメントにつきましては、昨年、令和7年12月25日から1月30日までの期間、1回アンケートを取られました。期間は延べ日数37日間ございました。

一方、カスタマーハラスメントにつきましては、2回アンケートを取られております。1回目が昨年の5月16日から6月9日まで、2回目が7月10日から8月22日まで、都合トータル69日間の期間をかけてアンケートを実施されております。期間が違う、その理由をお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、カスタマーハラスメントを2回取った件でございますが、こちらにつきましては、昨年、最初5月に職員向けにアンケートを実施したんですが、回答率が低くて、ちょっと周知が足りなかったというのもありまして、回答率が50%まで行かない程度でしたので、改めて8月にかけて2回目の実施をして、50%以上の回答率をいただいたというところでございます。

内部のハラスメントアンケートにつきましては、そういったさきに実施したカスタマーハラスメントの状況を受けまして、周知に努めまして、1度のアンケートで60%以上の回答率を得たというところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 回答率についての見解、6割を超えたという課長の答弁がございました。回答数は、職員ハラスメントについては418件、カスタマーハラスメントにつきましては426

件、結果、回答率でございますけれども、63.2%と64.7%、これは私ども周知いただいたとおりでございます。

課長、この64.7%というカスタマーハラスメントの回答率、この64.7%についてはまあオーケーだろうというふうにお考えなのでしょうか。この回答率についての見解をお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 議員おっしゃるように、カスタマーハラスメントアンケートは64.7%で、内部のハラスメントアンケートについては63.2%という回答率でございました。本来であれば職員全体にアンケートをかけておりますので、もっと多くの回答をいただきたかったところでございますが、ただ、アンケートにつきましては、これは強制するものではありません。職員に任意に答えていただくものですので、60%を超えたということで、ある程度把握できたものと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます。アンケートを取る見解、目的、これが私と若干相違しておりましたので、6割でもオーケーだと。

私は個人的に、こういった類いのアンケートにつきましては、まず記名制があると思えますけれども、これはなくてもいいだろうと。ただ、実態把握が一体どういうものかとお聞きしましたら、初めて今回ハラスメントアンケートを取られたということなのでね。であるならば、実態把握をもっと克明につぶさにという意味合いから、関係課長がアンケート提出をお願いしますと、所属課のほうに提出するという形を仮に取ればの話ですよ。今、任意というお話がありました。しかしながら、私が今言いましたように、関係課長が、はい、アンケートを提出して然的なスタイルでもって回収をし、それを担当課のほうに提出。そうしますと、分かりませんけれどもね。例えば85%以上の回収率、その中身はどうか分かりませんが、回答率を考えた場合には、より多くの回答が得られて、それがさらにデータとして生かされたのではないかというような思いがありましたので私の考えを述べさせていただきました。

このアンケート結果につきまして、市長にお尋ねしたいと思います。

私どもがアンケート結果をいただきましたのは、昨年度、3月28日、議会事務局を通して、アサヒプレスリリースということで情報提供いただきました。本年度4月4日千葉日報紙面

第3面に、このアンケート結果の記事が掲載されておりました。皆様も見られたかと私は思いますけれども、記事のタイトル「旭市 半数がカスハラ被害 職員間も約2割経験」、ちょっと私は衝撃的でした。驚きと同時に非常にショックを受けました。数字の字面を見て、議員によるハラスメント32人、ええっ、市長、マスコミに公表した理由をお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 公表した理由としましては、組織の透明性の確保や市民への説明責任、そういったものもありますし、ハラスメントの発生というのは、単に人間関係を悪化させるだけでなく、組織運営にも大きく影響する社会的な課題と捉えておりますので、マスコミへの公表を行ったというものでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 結構記事は克明に取り上げております。市民らによる外部からの被害、内部での被害、6割から回答、カスハラ47%、先ほど示したとおりですけれども、課長、具体的な被害内容、職員によるハラスメント被害、外部からのカスタマーハラスメント被害、主な具体的な被害内容、把握している内容で結構ですのでお答えください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 具体的な内容でございますが、新聞のほうにも書いておりますが、内部のハラスメントとしては主に上司から威圧行為や無視などの嫌がらせを受けた、また市議会議員からというのは、威圧行為を受けたというようなものが多いように感じております。以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） これは私なりの分析でございますけれども、職員間ハラスメントにつきましては、申し訳ない言い方になりますけれども、まずはパワハラに近いようなどなり声だとか、威圧だとか、あとは克明にこうやって見ていきますと、ちょっと言葉として大変申し訳ないですけれども、やや陰湿、そういったように取られても仕方ないような、例えば悪口、陰口、プライベートへの介入、こづくとか物を投げるって、私これ見たときに、ええっ、市役所の人間同士でそういうことがあるのと、ちょっと信じられなかったもので、今回これでは市の職員、一生懸命仕事してかわいそうだろうといったことで、ウェルビーイングの向上と、皆様方、一生懸命仕事をされていて、その一生懸命さが、笑顔が消えてしまったら、窓

ロサービス等々、市民の方はどう思われるでしょうかと。駄目でしょう、ハラスメントあっては、根絶しましょうと。内なるハラスメントの根絶、外からのハラスメントの根絶、駄目ですよ、これ。それは認識、共通の方向に皆様方と一緒に向かえることじゃないかなと。

だってそうでしょう。児童・生徒のいじめ駄目ですよ。いじめ撲滅、国挙げて教育界ではやっていますよね。地方各自治体の職場におけるハラスメントってどうなんでしょう。私は仕事をした経験がないので、何とも想像し難いところがあるのですが、ごく一般的に考えたら、公務員の皆様方がそういうふうにはハラスメントって、内側でそういうことをされているの、外側のいわゆる市民ですとか、あるいはいわゆる来庁者、市外の方も含めて、これは以前の市役所、そのときも経験していますし、この新しい議場になったところでも何やっているんだ、お前らってうるさい声で怒鳴っている、怒鳴られている市職員の方を目にしています。駄目ですよ、それね。すぐ始まりますよ。おまえら税金でとかってね、何だよと、税金で仕事をして何でなんて、正々堂々と皆様方自信を持って、やはりカスタマーハラスメントというのは駄目ですよということを訴えてほしいなと。以前からあったのに、何で今ここでアンケートって、私はそれがまず不思議でならなかったんですね。

もっと早めに対応すれば、ちょっと見づらくて申し訳ないですけども、39名の方々が内輪のハラスメントに対して相談できずに我慢したというアンケートのデータ結果が出ていますよね。これはやっぱり担当課も分析されておりますけれども、人間関係を壊したくない、言っても変わらないよという、諦めという、そういった声を上げられない実態というものがもしかしたら旭市役所の組織内に、そういった組織としての改革が必要なのではないかといったところがあると思って、データを克明に私なりに分析させていただいた次第でございます。

原因につきましては、何が原因でそういったことになったかと。市役所内ではやはり発生のきっかけのトップツリーというのが分析すれば分かりますよね。やはり上司から部下に対して、先輩から後輩に対して、日本社会では、ややもするとありがちですね、現実の生活で。しかしながら、その一線を超えてしまうようなハラスメント、これは容認できません。

課長、ちょっと難しい法的なことをお尋ねすることになりますけれども、例えば学校教員、学校教育法第11条は何だと言え、もうすぐ体罰の禁止って出てくるんですよ。地方公務員法第32条、課長、ありますよね。非常に難しいね。なぜかといったら、ハラスメントを見直すためのそのグレーゾーン、ちょっと読んでみますね。「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且

つ」、この後ですよ。私も教育公務員をしておりましたので、「且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と。これ公務員でしたら皆さん、十分知っていることなんですけれどもね。これ職務命令だからなといったことが、ややもすると、受け取り側としてはパワハラだよとかってね。あくまでもアンケート結果はデータですから、そういうふうに受け取られた、受け取った。私も自分の言動が知らず知らずパワハラを招いているのかって、非常に疑心暗鬼になったんですよ。俺は大丈夫だろうと。でも大丈夫という確信、確証が持てなかったんだよね。一般質問で取り上げているんですけども、その辺のパワハラと指導のグレーゾーン、これについてはどのような検討をされたのか、課長、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今、伊場議員おっしゃいましたように、地方公務員法第32条に職務命令に従う義務があるというふうに当然書かれております。公務員の職務命令の服従義務というか、そういったものは、これはあくまでも適法かつ正当な業務に限られるものと認識しております。その正当な命令、指導と、あとパワハラの違いを全職員が正しく理解する、これが重要なことだと考えております。

パワーハラスメントの定義としまして、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動というものがございます。ですので、この業務上必要であるか、あるいはその相当の範囲の言動であるか、ここが重要なポイントとなりますので、そういったことをハラスメント防止研修などで実例を挙げながら、皆さんに勉強していただきながら理解していただく、これが重要なことと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） アンケートを深掘りして質問させていただきました。では、その対策として大事なことは具体的に何をやっているんだと。アンケートの結果を受けて担当課としては多角的な視点を持った新たなハラスメント対策を取り組むと、こういうふうに述べていらっしゃるんですね。具体的にどんなことをされているのか。

②のほうに移ります。よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 多角的な視点ということでございますが、ハラスメント対策、多角的な視点としまして、まずは市役所内部と外部の両方の視点から、そういったものがあるかと思います。それとあとは制度的あるいは教育的、構造的視点、例えばハラスメント防止規程に基づく対策委員会や相談窓口などの制度的視点、それとハラスメント防止研修や人事考課などの教育的視点、それと互いを支え合う組織づくりなどの構造的視点、そういった視点があるかと捉えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 職員の皆様方は特に若手というふうに、申し訳ないですけども、言わせていただきます。対策マニュアルの策定ですとか、あるいは相談体制の整備、それから外部相談員の活用ですとか、警察との連携、そういったことを希望されておりますけれども、この辺につきましては、どのような進捗状況でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） カスタマーハラスメントの防止措置の義務化が本年10月から施行されることに伴いまして、現在、市のほうではその対応方針、対応マニュアルの策定を進めておりまして、その相談や報告等に対する体制の整備とともに、組織的な対応を原則として盛り込みたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 掲示させていただきますけれども、職場が求めている、皆さんが求めているのは安全に働ける環境整備、これなんですね。相談体制の強化・充実を希望している方が240名、組織的な対応の強化、これが221名。そして、ハラスメント相談などによって不利益が生じることや報復の阻止、厳罰化を求めるというよりも、相談できる環境ですとか、あるいは組織として守ってくれる体制、内部、外部も含めてです。そして特に内部については、やはり人間関係を壊したくないといったことから、報復への恐怖の排除、これが挙げられております。簡単に言うと、やっぱり安全で極力楽しく人間関係の構築された上で、そういった職場環境を求めているということが言えるわけですね。

相談体制の強化充実、課長、もう一度すみませんけれども、お尋ねいたします。進んでいきますでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 相談体制につきましては、現在ハラスメント防止規程のほうで規定をしておりまして、その中では相談員は相談を受ける際には、原則として2人以上の相談員、そして同性の職員が同席するということと、あと相談員以外の者に見聞きされないように遮断した場所で相談を行うなど、あとは相談者がどのような対応を望んでいるか、そういったことも丁寧に聞き取りをしながら、相談者に寄り添った対応をしているところでございます。

今後、さらにこのカスタマーハラスメントの対応指針マニュアルを策定する際に、改めてその相談体制についても見直しをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 自動録音、警告システムの導入、244名の方が希望されておりますけれども、この点についての進捗状況はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） カスタマーハラスメントアンケートの中で、通話記録装置を望む声もあったと思います。通話記録装置の整備としましては、それはカスハラ対策に有効であると認識しております。ただ、市役所内全ての回線、電話機への導入は多額の費用を要しますので、低コストで導入可能なサービスについて検討したいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 数値、数字、データで実際のところが分からないところもアンケートですからありますけれども、現に困っているという事実、実態はあるし、だからこうしてほしい、こうしてよという希望があり、そのためにアンケートも取ったし、アンケートに基づいて対策を講じた、その具体的な内容ということで、自動録音システムということを、これは担当課のほうで考えられて上げたわけですので、早めに……、確かにお金がかかりますよね。金がなければ何もできません。しかしながら、職員を守ると。そして、もうウェルビーイングの向上というのは、もうずっとこの総合戦略の作成前から、内容を示されたときからずっと言われています。その向上に努めるのが皆様方上司、関係課長のすべきことではないかなというふうに思うんですね。もう金がかかってもどんどん、必要な金だから、そこには金を投ずる、間違っていますでしょうか。これから検討だと遅い。すぐ進めていただければ、泣

なくて済む人、やったと喜ぶ人、早く出てくると思いますけれども、その点、課長いかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 通話録音装置の整備は、カスハラ対策に有効だということは、認識はしております。ただ、それを整備するとなると予算的なものもありますので、全体的に金額としては直ちに対応できるものではないと思いますので、これについてはできるだけ低コストで導入できるものについて検討していきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 私は早めにやるべきだというふうに思うことをお伝えします。大きい声を出すとパワハラになってしまうから。早めに職員のためにということで動いていただきたい。

市議会議員からのハラスメントって、これ皆さん、そういう議員は、私は誰一人いないと思うんですけども、市議会議員からのハラスメント被害防止、具体的にどんなことをされているのか、3番です。お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 市としましては、議員を含め各種委員等からのハラスメント対策におきましても、組織的な対応が必要と考えております。市議会議員と面談等を行う場合は2名以上で対応することや、必要に応じて録音をすること、また副課長以下で対応した場合は、内容を課長へ報告するほか、面談の内容は記録をつけることなど、面談時の対応について職員に周知をしております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 分かりました。

課長、この例規集1番、477ページには、ご存じのとおり、旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程、旭市例規集に載っております。これについて再読、再度読まれたり、あるいは再度、例規集を手にとって、この旭市の職員のハラスメント防止等に関する規程、これについては見直しされましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 昨年度アンケートを取った以降に見直しはしておりません。ただ、先ほど申しあげましたように、今年10月にカスタマーハラスメントの対応措置が義務化されることに伴いまして、カスタマーハラスメントの対策マニュアル指針を策定する予定でございます。その際に、こちらの旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程につきましても、どのような見直しが必要なのか検討して対応していきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ハラスメントに関しては、最後の質問とさせていただきたいと、時間の関係で思いますが、課長から2度ほど既にお話がありましたように、本年11月1日付でもってハラスメント防止法、関係企業にハラスメントは駄目なんだよという法律が施行、いよいよされます。したがって、外部からのハラスメントについては、数的にも劇的に減るのではないかとこのように推測をするものでございます。減るであろうことについて、課長、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） ハラスメントにつきましては、カスタマーハラスメント、パワーハラスメント、いろいろハラスメントございますが、これは数が減ることではなくて、あつてはならないものですので、なくなるようにしていきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 私も課長のそのお言葉に大賛成でございます。昨年本市におきましては、令和7年6月2日付で旭市長、米本弥一郎様の名の下に、ゼロカーボンシティあさひ宣言、これをされております。課長、ハラスメントはあつてはならない。ですので、ゼロハラスメントシティあさひ、ゼロカーボンシティで環境を守る、ゼロハラスメントシティあさひで人を守る、ぜひ市長に宣言していただくように、課長の皆様方、元締め総務課長、これ進言されてはいかがでしょうか。提言でございますけれども、ご見解を総務課長、あるいは旭市長にお聞きできればありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか、その点。10月1日ハラスメント禁止法に伴って、見解を市長、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 市民に信頼される市政を推進するためには、職員一人ひとりが互いの尊厳を守り、持てる能力を最大限発揮できる健全で風通しのよい職場環境が不可欠でござい

ます。ハラスメント行為は、職員の心身の健康を損なうだけでなく、業務の遂行に支障が生じたり、市民の信頼を失う重大な問題となっております。

社会的な課題であるカスタマーハラスメントの防止措置の義務化が本年10月から施行されることに伴い、現在、市の対応方針の策定を進めております。本市においては、これまでもハラスメントの防止に努めてきたところですが、カスハラ対応方針の策定に合わせ、改めてハラスメントは決して許されない行為であることを全職員が強く認識するよう徹底いたします。

なお、市長名での宣言については適切に判断させていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 突っ込んで、適切に判断ありがとうございます。いつ判断されますかとさらに深掘りしていきたいところでございますけれども、時間もありませんので、ぜひ市長、言うまでもなく旭市の未来、これは市をリードしてくださっている職員の皆様方の笑顔、ここからスタートします。働きやすい職場環境の実現、これこそが市民サービスへの、つまり市民の皆様方へのウェルビーイングの向上、もちろん皆様方の仕事をしていて達成感、充実感、幸福感、ウェルビーイングの向上が市民にもつながるんだということを再認識していただき、適切な時期にハラスメントゼロあさひ宣言していただくことを熱望いたしまして、1のハラスメント関係、終わりにいたします。

続きまして、2の休日の中学校の部活動の地域移行（展開）、これにつきまして再質問をさせていただきます。

部活動の学校現場における教育的な意義、そしてその意義を受けて、どうやって地域展開されていくのかということを、最初の質問でさせていただいたつもりです。課長から答弁ございました。再質問いたします。

課長、何で9月からなんですか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、何で9月からなのかということでご答弁させていただきます。

まず、この地域展開につきましては、国が主導で全国的に進められているものでございます。令和5年度から令和7年度までが改革推進期間、令和8年度から令和13年度までが改革

実行期間として位置づけられているものでございます。その中で、旭市におきましては、令和6年に旭市部活動地域移行推進協議会というのを設置いたしまして、令和6年9月、まずはソフトテニスのモデル事業を行っております。令和7年9月からは陸上部のモデル事業を実施しております。そういった準備もしてきた中でモデル事業の成果ですとか、子どもたち、保護者、指導者等の声も聞きながら、地域部活動のこの推進協議会の話し合いを経まして、令和8年9月からこの休日部活動の地域展開を実行すると話を経て決めてきたものでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、これは地域移行（展開）、これやらないといけないわけですね。お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 地域連携につきましては、子どもたちの少子化による部活動が、例えばスポーツですとか、団体競技とか、スポーツが成り立たなくなるとか、そういった面も出てきていますので、子どもたちが活動できる場を早急に整備していく、そういったことが大事ですので、9月から実行することになっております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） もう課題、問題点、相当先ほど言いましたように山積されていると。私も2か月間つぶさに、数百本のユーチューブですとか、本市の・県の・国のガイドライン、トータルしてずっと調べてきました。そういった中で、私自身、問題点ですとか、メリット、いい点ですとか認識しているつもりなんです。

今、課長おっしゃいましたね。本当に学校現場もチームが編成できなくて立ち行かないと。例えば具体例を挙げますと、ついせんだって行われましたソフトボール部の部活、ちょっと私関係していた関係で、それについて、この場で議論になるような形で質問させていただきたいというふうに思います。今朝の世界ワールドカップサッカーの話ではなくて、大変申し訳ないんですけども、二つの市内中学校、もういきなり市内大会といっても、もう決勝戦なんですね。かつては近隣の中学校も含めて、匝瑳市にあります八日市場の二中と、旭市内には一中、二中、海上中、そして銚子のほうに銚子一中、5校で大会の運営等々で盛り上がっていたんですね。ところが、やはり少子化の波で、今現在、一中も部活動としては存続しておりません。大変心痛いんです。あれだけかつて県で名をとどろかせていた、この東総地

域の部活動の振興ですね。でも先生方も忙しい、教員の学校の働き方改革がスタートして、現状は部活動として立ち行かない、成立しない、そういう学校があちこち出てきていると。

それらを市として集約して、現在ある13の部活動、吹奏楽も含めて室内の部活動は六つでしょうか。柔道、剣道、バレーボール、バスケットボール、卓球、そして体操、旭市のこれ特徴と言ってもいいと思うんです。バドミントンね。この室内の部活動を展開しようと。外におきましては五つ、サッカー、野球、ソフト、陸上、それから軟式テニスと、皆さんが、課長が先ほどお尋ねさせていただきました。関係されてきた、その部活動、これを地域クラブということを展開してくださり、大変ありがたいですね。

A C Cって、課長、これは何なんですか。お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） A C Cとはということで、ご答弁いたします。

これは簡単に言いますと、あさひ地域クラブという名前のものがございます。部活動の地域展開に伴いまして、生徒の活動の場として市が準備している地域クラブで、学校部活動が担ってきたスポーツ、文化芸術活動に親しむ、上達ができる機会を確保していくためのクラブとなります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 担当課長、本当ですか。あさひ地域クラブで、地域ですから、CですからA C C、コミュニティクラブ、どっちなの、どちらですか。お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 大変失礼いたしました。アサヒコミュニティクラブでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 今回、旭市が展開しようとしている地域クラブ、これ文言で整理したほうがいいと、私、伊場が勝手にというか、個人的に思うものは二つあります。

一つは、もう移行は大事ですけれども、大事なのは展開が大事ですので、旭市の部活動の地域展開と、そういう文言で早めに統一して、議論等々取組まれたほうがいいかなと思うのが一つ。

それから、A C C、括弧して地域クラブでコミュニティクラブ、どっちなんだというふう

に、紛らわしいですのでね、課長、おっしゃいましたように、ACCはアサヒコミュニティクラブなんだと、一本化で文言は統一されたほうがよろしいかと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） ご答弁いたします。

地域移行と、今まで使ってきた言葉ですけれども、地域展開として今後申し上げていきます。あと、ACC、先ほど私のほうが間違えてあさひ地域クラブと申し上げてしまいました。スペルの誤を言ってしまったんですが、アサヒコミュニティクラブということで展開してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） これ皆様方もご存じのとおり、3月の広報に「子どもたちのウェルビーイングのために」ということで、「地域で応援 部活動の新しいカタチ」、これ広報あさひに載っているんです。しかしながら、関係する方はよく見ていると思いますけれども、意外と近隣のあるいは、いろいろ今度、地域でって学校で部活なくなるんだってなという話を聞くんですね。でも、市はいずれ先ほど推進期間が終わって、いよいよ改革実行する期間だと。向こう6年あります、これからね。いずれ中学校の、学校において部活動というのは、課長、なくなる方向でよろしいんですね。それをにらんでいますよね。そこをお伺いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 部活動につきましては、少子化により子どもたちがどんどん減っているという状況がございますので、まず休日部活動をしっかり展開していきますように整備していきたいと思います。その上で、平日部活動についても検討が必要かと思います。部活動が完全なくなるというのは、ちょっと今申し上げられないと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます。今現在は言えない。しかしながら、そういう流れ、方向で検討、それは必至だというふうに推測いたします。既に神戸市、政令都市ね、神戸市ですとか京都府、もう学校現場に中学校では部活動はやらないと。そういうふうにもう既に始まっておりますので、いずれ国の流れとしてはそういう方向に行くであろう。それが先生方の働き方改革の実現だと。だってお給料も上げられない、かといって教員の業務は少

なくならないわけです。じゃ、どこを先生方から取るんだといったら、もうそこしかないんですよ。中学校の先生方、私も経験していますから。重々そこはよく分かっているんですね。であるならば、市で、実際そうです。先週、現職の校長と話しました。学校で部活動取られちゃうとは言いませんでしたけれども、生徒指導上の問題等々でなくなるのはメリット・デメリット、デメリットも相当あるんだよというような話を意見交換させていただきました。そういった現実問題を十分アンケート調査等々するなり、もう既にやられていますけれども、しっかりと現実を直視しながら、部活動の地域展開を進めていただきたいと。

課長、何を指すんですか、地域展開することによって、メインとなるものを一つ二つ三つ、お挙げください。お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 答弁申し上げます。

子どもたちのことなんですけれども、まず近年の中学生につきましては、部活動の参加だけではございませんで、様々な活動を選択できるようになっております。その中で、地域クラブへの展開につきましては、生徒個々のニーズに応じた多様な活動機会から、生徒自身が選択しまして成功体験を積むことで、自己肯定感を高める契機となると考えております。

また、地域展開をすることで、生徒が自分の学校にはない活動を選択できるようになることや、専門的な知識や経験を持つ指導者から、より専門性の高い指導が受けられる環境が整ってくると思います。そういったことで、地域展開を進めることによって選択の幅が広がりまして、生徒たちのウェルビーイング向上につながるのではないかと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 地域展開してくださるということで、関係の保護者の方は非常に喜んでいる。その一番は選択の幅が広がるというんです。これいろいろユーチューブで見ると、今まで学校になかった、中学校になかった部活が地域クラブとしてできるんだと。旭市は今のところ13……、中学校の部活をそのままスライドしても意味がないんです。意味がないと言ったら駄目ですね。要はわくわく、ドキドキで子どもたちがうきうきする、今日行ってくるよ。親の負担も増えるわけでしょう。送っていかなければいけないとか、お金だっかかるんですよ、月2,000円、3,000円予定しているでしょう。指導者には1,600円時給を払うんですよ。もう既に本市がやろうとしている事業者、決まったかとは思いますが、旭市の近隣の11自治体、もうほとんど事業者をお願いして、2者絞れていますよね。多分そのうち

の1者だというふうに思います。入札は一千七百ウン十万円で賃金設定もしておりますし、地域移行については二千五、六百万円の予算、今年度計上しているじゃないですか。そのお願いしようとする事業者が本当に信頼できる、市として本当に任せられる事業者かどうか、私はそこが心配なんです。

ある自治体では、名簿登録するのにすごく時間がかかって、これ操作の仕方が分からないといったような問題が既にありますし、その辺のところをよくよく追求、研究されたほうがいいというふうに思います。

市の特色、目玉、課長、今後展開されていく中で、当然、今子どもたちに人気のある、例えば、文化系、そして運動系、スポーツ系あるかと思いますが、例えば市の体育館に行きますと、クライミングですか、あれもうオリンピックにもなっていて、スポーツクライミングって、地域クラブの展開されてもいいんじゃないかと思いますが、旭市の地の利を生かして、私は、子どもたちの安全が確保できない、指導者もということで、例えば飯岡漁港、シーカヤック地域クラブとかね。例ですよ。いろいろ考えれば、15ぐらいすぐ出てきました。

今、高齢者の方が楽しんでいるボッチャ、先週市でスポーツ協会が取り上げておりましたね。私は体育館のほうに行って体験しました。これは非常に盛り上がるスポーツでもありますし、パラリンピックでもう既にメダリストが、3期連続取られた方もいるじゃないですか。我々大人だとなかなか気がつかないような地域クラブに展開すると、市が考えている中学生の人づくり、これがまちづくりになるわけでしょう。ひいては旭市の未来づくりじゃないですか。地域展開というのは、ただ中学校でやっていた部活動をそのまま市が業者に委託してやるんじゃないんですよ。やっぱりまちづくりなんですよ。

私も今日さんざん用意してきてあるんですよ。もう部活さんざんやって、これは目の前の教育長と一緒に。今日、宝物いっぱい持ってきているんですけどもね。この裏側には、この子たちの父親、母親、そしておじいちゃま、おばあちゃま方、特にソフトは言いましたよね。女子のスポーツでしたから、今75歳前後。もう昭和40年代といたら、この東総地区はもう旭一中の県でのオンパレードですよ。これは教育総務課長にお願いして調べていただきました。旭一中は準優勝、県で1回、3位3回、昭和40年代、飯岡中学校は同じく40年代の後半です。県で準優勝1回、3位1回、その後の昭和の50年代後半から60年代にかけて、旭二中、県ですよ、県大会、総合優勝3回、ということは関東に行くんですよ。全国につながるんですよ。全国にも行っていますから。そして準優勝は2回、すごいんですよ、これ

ね。海上中優勝1回、ですから、関東大会行っています。準優勝は1回と整理してあります。

これ私も捨てるに捨てられないで、子どもたちの気持ちが、願いが詰まった、捨てるに捨てられないんですよ。ですから、寝室にこれ実は飾ってあるんですよ。思いが籠もっているんですよ。皆さんも時代が違って、叱咤激励を受けながら夢中でされてきたんじゃないですか。と私は推測しています。先生のおかげで一致団結できました。これやっぱり宝物の一つじゃないですか。当然お返しとして、私もあげます。これはやっぱり、実際私、中学校の指導者として、見せ場というところがあるんですよ。さあ、これから試合やるよって、そのときは格好よくシートノックで決めて、最後はキャッチャーと、すぱーんと、ここまでやっぱり、素人といえども丹念に追求するのは大変な苦労はあった。だからこそ市としても成功させてほしいということでございます。そこをご理解いただき、成功させるためにはやはり人、指導者必要ですよ。持続可能とうたっていますから、お金大丈夫ですか、お金。そして、言われる、物ですよ。会場は大丈夫ですか、システムはつくられていますか。あともう一つあるんですよ。やっぱりよりよくしようとする情報入手、データづくり、それを生かしていく地域展開への活用と、これ本当にあと5分で、私ごとで大変恐縮ですけども、ぜひ課長、地域コーディネーターは旗振り役ですから、地域のキーパーソンですから、参考にさせていただきたいと。

どうもサッカー選手がヨーロッパ、海外に出かけていく。大谷選手ではないですけども、2023年には日本全国の小学校2万校に6万個のグローブを寄贈したと。お金にして単純計算して6億円。でもそれでは収まらないらしいです。

アメリカで子育てしたときに、何を言いたいか、これは地域、国が違いますから、一概に当てはまらないんですけども、いわゆるシーズンスポーツということです。これは野球をやった姿、記念写真、これはサッカーをやった姿、言いたいことは、子どもたちに多種多様な経験をさせていただきたいと。これは年代の違うバスケットボールのチームでの、いわゆる地域スポーツへの参加です。そして日本では相当経験が不可能な、これはアメリカンフットボールの経験です。四大スポーツで一番人気のあるスポーツ、アメフト、ご存じのとおり。やっぱり私も感謝感激、感動をいただきましたので、こういったものについては非常に大事にしているものでございます。

黒人に混ざってのスポーツというのは、これは非常に異様だと言ったら、言葉に語弊があるかもしれませんが、周りが全員黒人の子どもたちと一緒に、相当勇気が要るんです。

教員の兼業、アメリカは今週から夏休みに入っていますよ。9月まで3か月間ね。兼職兼

業、これはもうシステムが違います。しかしながら、教員以外の仕事でスポーツに当たれる。基本的には一緒なんです。しかしながら中身が違うんです。これ大学の先生の、アメリカではね。スポーツキャンプと称して、子どもたちが今年の夏休み、何のキャンプに参加するの、サッカー、野球、フットボール行くよねということで、自分で選択して3か月間、中学校の先生、小学校の先生、高校の先生、大学の先生もちろんですよ。最初の前半1か月ぐらいはスポーツビジネスですよ、兼業です。金もうけですね。地域の小学生、中学生、高校生募って、これはたまたまバスケットボールをやった大学の先生に、そういうふうにして、まずはお金を申し訳ないですけどももうけて、そのお金でもって後半は家族旅行に行くんですよ。そのための兼業。ですから、そういった人たちも一生懸命やって地域貢献して、関係者、皆さんがウィン・ウィンになる関係をうまくつくっているのがアメリカです。

話が横道にそれて大変恐縮ですけども、課長、要綱が教育長の名の下に発出されております。誰でも指導者になれるわけではないですよ。指導者への研修、一つお伺いしますが、けれども、どんな研修を予定されているのかお尋ねします。市独自の研修を受けないと指導者になれないと要綱に書かれておりますよ。お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、指導者の研修について予定しているものを申し上げます。

まず、基礎的な研修といたしまして、コーチング研修ですとか、あと子どもたちの安全管理という面からハラスメント、性犯罪の関係の研修、そのほかに事故対応の研修とか、受けることとなります。

あと、専門研修といたしましては、種目別の指導であったりとか、コミュニティづくりとか、そういった内容のものも研修として実施する予定でございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 毎度、毎度で本当に申し訳ないのですけれども、時間がなくなっていました。最後の総括を教育長にさせていただいたかったですけれども、また場を改めて私のほうで、お尋ねにお伺いしたいというふうに思います。

最後でございますけれども、Wゴールコーチ、課長、その言葉をぜひ覚えていただき、“You are more than football”、君はフットボールより大事なんだよ、“You are more than sports”、野球よりも大事なんだよ。勝つことだけが能じゃないよ。人間教育を、

ぜひ部活動の地域展開を通して進めていただきたいと、以上に思います。

以上で、まとまりませんでしたけれども、伊場哲也の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 常世田 正 樹

○議長（宮内 保） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（4番 常世田正樹 登壇）

○4番（常世田正樹） こんにちは。議席番号4番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。
今朝は早朝より、日本のサッカー、大変盛り上がりました。その勢いに乗って一般質問をしたいと思います。

市民の皆さんの生活の安心・安全のために、未来ある子どもたちのために、4項目、4点の質問をさせていただきます。

1項目めは、快適な道路の整備についてです。

（1）以前より、干潟交差点の朝夕の渋滞が激しいことに対し市民から改善の要望がある。国道と県道が交差する地点であるが、円滑な道路網の整備や市民の安全・安心を守る観点から、市として対応できることはないのかお伺いします。

干潟駅西側にある干潟交差点は、国道126号と県道佐原椿海線が交差する地点です。特に交差点の南北側に位置する県道が大変混雑し、朝夕の渋滞が激しいことに対し市民から改善の要望が多数寄せられております。交差点の北側にあるあさひこひつじ幼稚園への送迎の車、

通勤の車で、平日の朝夕はかなりの渋滞が起きます。また、南側には踏切があり、国道までの距離が数台分しかないため、踏切にかかると通過にかなりの時間を要します。

夕方の混雑時に、幼稚園から干潟交差点までは500メートルほどの距離ですが、車がずっとつながってしまいます。南側についても、旧市役所通りとの交差点までの400メートルほどが渋滞してしまいます。

朝の通勤時間帯や夕方の帰宅時間、多くの人は急いでおります。直進車と右折車がぶつかりそうになる光景は何度も見かけますし、また、私有地へ進入して右折車をよけて直進や左折をすることも度々見かけます。左折を待てずに駐車場をショートカットしている、そういう状況にあります。このような状況が長年改善されないまま放置されております。

行政として円滑な道路網の整備、市民の安全・安心を守るのは当然の務めである。国道と県道という範疇ですから、市としては知りませんと言えるかもしれませんが、住民が困っている、不便を感じていることを国及び県へ強く要望することは可能であり、すべきであると思います。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

干潟交差点がある干潟区から改善策等を求める要望や陳情は今までにございませんでしょうか。

2項目めは、地方版図柄入りナンバープレートの導入について。

(1) 地方版図柄入りナンバープレートを導入することで、地域振興、観光振興の取組が促進されることが期待されている。本市での導入を目指すことはできないのかお伺いします。

ご当地ナンバーの導入は平成18年10月から始まっており、当時は湘南ナンバーの新設が話題を呼びました。ミュージシャンのサザンオールスターズのファンが湘南ナンバー欲しさに当該エリアの駐車場を契約する人が急増し、駐車場が足りなくなるという現象を引き起こしました。

ご当地ナンバーとは、プレートに記載される地名そのものを新設したものです。千葉ナンバーのエリアに新たに「旭」というナンバーが新設されたら、ご当地ナンバーとなります。

一方、図柄入りナンバーとは、プレートの背面にデザインやイラストが入ったものを指します。図柄ナンバープレートは、走る広告塔として地域の風景や観光資源を図柄とすることにより地域の魅力を全国に発信することを目的に、平成30年10月から交付を開始しました。導入地域は、平成30年10月から始まった第1弾の41地域を皮切りに、令和7年5月から開始された5地域までの73地域に広がっております。県内では成田、柏、松戸、市川、船橋、市

原で導入しており、地域の特産品や伝統行事等を図柄のモチーフとしております。

本市は、農業産出額が県内1位、全国においても5位という全国屈指の農産物の宝庫であり、ハマグリをはじめとした海の幸があり、刑部岬灯台、九十九里浜などなど、図柄のモチーフには事欠かない地域です。ぜひ図柄ナンバープレートを導入していただきたいと思いますが、条件や要件等がいろいろあると思いますので順を追って質問させていただきます。

図柄入りナンバープレートを導入するメリットや効果として考えられる点についてお伺いいたします。

3項目めは、農振法の緩和による住居環境の確保についてです。

(1) 新たに住居を建築するに当たり、農振法の制限により建築基準法上の接道要件を満たすことができない事例がございます。農振法の緩和により居住環境の確保をすることができないのかお伺いします。

孫が農家を継ぎたいと頑張っているんだよという、すてきな話を聞きました。しかし後日、孫のために敷地内に新たに家を建ててあげようと思ったら、どうやら建てられないみたいなんだよなという残念な話を聞きました。農業を継承して働きたい孫、そんな孫のために家を建ててあげようとしているおばあちゃん、それを阻んでいるのが接道要件と農振法です。

旭市の農家は、公道から住居の敷地までの私道が長いのが特徴です。「じょうぼ」と呼ばれ、長ければ長いほど家格が高いそうですが、私道の両側は農地になっております。この地域特有の文化が現在の法規制にそぐわず、農業継承を志す若者や3世代同居を望む若者等の定住を阻む深刻な障害となっております。

法律によって決まっているからどうにもできないという見解はあるかと思いますが、農業継承を阻み、多世代で暮らしたいという希望を阻む問題に直面している地方から問題提起をしていかなければ、いつまでたっても課題解決には至りません。県及び国へ窮状を訴えるために、数点お伺いします。

既存の母屋が2.5メートル程度の接道で維持されている場合でも、後継者がその奥に分家住宅等の新築を行う際、特定行政庁の判断により、幅員4メートル以上の接道を新たに求められるケースが多発しております。この接道道路を確保するためには、既存する長い私道の両側にある農地を拡幅分だけ転用、農振除外しなければならないかと思いますが、これらの接道要件についてお伺いします。

4項目めは、青少年の健全育成についてです。

(1) 青少年の健全育成において、家庭・学校・地域がそれぞれ役割を持って子どもたち

に関わることが重要と考えますが、小・中学校においてはどのように環境教育及び倫理・道徳教育を行っているのかお伺いします。

文化の杜公園で娘とウォーキングをしていたママさんがいました。歩いていると、植え込みや、仁玉川沿いの草が茂っている辺りにポイ捨てされたごみがかなり目立ちました。ウォーキングを中断し娘さんとごみを拾っていたところ、自転車に乗った男の子がペットボトルを投げ捨てました。その女性の方は、「お兄ちゃん、ペットボトル落としたよ」と、ポイ捨てしたのは分かっていたのですがあえて優しく言ったところ、返ってきた言葉が「うるさいんだよ、〇〇〇」——伏字にします——一言でした。その子は、別の方向へペットボトルを投げ捨てて自転車で去っていったそうです。悲しみや怒りよりもあきれたようです。そして、私のところへ相談が来ました。旭市の教育どうなっているのと、当然だと思います。

また、話は変わりますが、私は市役所正面玄関の入り口の自動ドアを出た際、自転車に乗った小学生に2度ほど引かれそうになりました。私の体が大きいからではないです。バットとグローブを自転車のかごに載せていたり、コンビニでお菓子を買って、これから友達と遊ぶんであろうという姿でした。1度目は、「危ないな、ここは自転車に乗って走ったらいけない場所だよ、お年寄りが出てきてぶつかったらどうするんだ」と言いました。その際、小学生は自転車を降りて「ごめんなさい」と謝って行きました。

2度目は違う小学生でしたが、同じように言ったところ、「うるせえ、〇〇〇」と言って公園のほうへ走り去っていきました。行き先を確認して、後から追いかけて行って少し説教してあげました。謝ってきたので勘弁しましたが、赤の他人に対してそのような暴言が飛び出してしまうことにちょっと驚きました。

もちろんほとんどの児童・生徒はこのような暴言を吐くこともありませんし、先生や同級生、保護者に対してしっかりした言葉遣いを身につけております。ボランティア活動で海岸清掃を手伝う中学生もおりますし、旭二中では、希望者によるボランティア活動を年に数回行っております。ほんの一部の児童・生徒の行動がよろしくなかっただけです。

ただ、いろいろ心配になりました。家庭環境はどうなっているのだろうか、ふだんから親にこのような言葉を使っているのか、汚い言葉を耳にすることが多いのか。子どもの心の教育は保護者が担っている部分が大半を占めるかと思います。

家庭でのしつけ、善悪の区別など、個人の人格形成は家庭教育が担っている部分が大きいです。公立学校は、学力指導、協調性など、人に対する教育がメインを占めており、心の教育は家庭ですべきだと考えております。

これら二つのケースを踏まえ、学力の向上にはしっかり力を入れている本市ですが、果たして人間形成についてはどのような教育がなされているのであろうかと少し心配に思いましたので、数点お伺いします。

小・中学校における環境教育の内容について、どのようなものがあるかお伺いします。

以上、4項目4点が1回目の質問となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） 建設課からは、1の安全で快適な道路の整備についての（1）について、干潟交差点の渋滞について干潟区から要望があったかというご質問にお答えいたします。

当該交差点の渋滞解消につきましては、近隣住民の方から、右折信号の追加や時差式信号への変更を求める要望が令和5年9月にございました。この件につきましては、信号を所管する旭警察署に要望を伝えております。

なお、当該交差点を管理する県に確認したところ、過去3年間においては同様の要望は寄せられていないということでした。

以上です。

○議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな2項目め、図柄入りナンバープレートの導入について、導入するメリットや効果ということについてご回答申し上げます。

図柄入りナンバープレートにつきましては、国土交通省からこれまで4回の募集が行われており、本年4月からは、第5弾募集として図柄入りナンバーのみの募集と、第6弾としてご当地ナンバー導入と併せての図柄入りナンバーの募集が行われております。

国土交通省が導入自治体に対して実施したヒアリングでは、導入した自治体からは、シティプロモーションの推進につながる、ニュースに取り上げられるなど話題になりやすい、地域振興・観光振興に寄与する、地域への愛着や誇りが高まる、導入地域の一体感の醸成に役立つなどの意見が挙げられております。

以上です。

○議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課から、3の（1）新たに住宅を建築するための接道要件について回答いたします。

建築基準法では、日常通行の安全性や衛生環境を守る目的のほか、消防・救急活動や避難経路確保のため接道義務を設けています。建物を敷地に建築する場合、建築基準法上の道路——原則幅員 4 メートル以上の道路になりますが——に 2 メートル以上有効に接しなければならないとされています。よって、新たにもう 1 棟住宅を建てる場合には、さらに 2 メートル以上の接道が必要となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私からは、4 の青少年の健全育成について、（1）で小・中学校における環境教育の内容について回答申し上げます。

小・中学校における環境教育の内容につきましては、理科や社会科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間などの授業や学校行事等、日常の学校生活全般に通じて指導を行っております。一例を挙げますと、小学校の社会科の授業におきましてはごみの処理やリサイクルの重要性を、家庭科では物や資源の無駄のない使い方や環境に配慮したライフスタイル等について学んでおります。

中学校の社会科では地球温暖化や森林破壊などの環境問題を学び、理科では環境保全の重要性を科学的に理解するなど、より深い学びの機会を提供しております。

そのほか道徳や特別活動などの時間を通して、公共の場を清潔に保つことや、公共物を大切にする心の育成を目指し、教育活動を実践しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4 番（常世田正樹） ご答弁ありがとうございます。

それでは、答弁に対し、順次再質問させていただきます。

1 項目めの（1）について、国道と県道の交差点であり、市へ訴えてもどうにもならないという諦めの気持ちが地域住民には強いような感じを、日々の会話から感じております。それにしても過去 3 年、改善等の要望が県に上げられていないというのは少し驚きです。

では、この干潟交差点の交通を円滑にするためにはどうしたらよいのか、数点伺いたします。右折車線を設置するに当たり障害となることはありませんでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） 右折車線の設置に当たり障害となることはあるのかというご質問で

した。

右折車線の設置には道路の拡幅が必要となるため、用地の取得や、建物などがある場合には補償も必要となり、多くの費用を要します。また、事業を進めるに当たっては、地元のご理解と合意形成が必要であります。この2点が大きな課題であると考えております。

加えて、埋設物、例えば通信や電気の管路などがある場合には、構造物の設置により支障が生じるおそれがございます。

また、当該交差点の南側約50メートルの位置に踏切があります。右折車線を追加し道路の幅を広げるとなると、踏切の拡幅が必要となる可能性があります。その場合、J Rとの協議が必要となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 答弁に対し、3回目の質問をさせていただきます。

道路の拡幅のための用地取得については、交差点の北側、県道沿いの民地の家屋が数軒空き家となったために取り壊され、今は更地になっております。そのため、道路を拡幅し右折車線を設置する絶好の機会であるということで、地域住民からの相談が増えております。そのほかの諸々については、課長の説明で了解いたしました。

干潟交差点の南北側の県道に右折車線を設置することでかなりの渋滞緩和がされると思います。設置すべきであると思いますが、重ねて見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） 干潟交差点の南北の県道に右折車線を設置すべきであるかというご質問でした。回答いたします。

当該交差点は、道路管理者及び警察などで構成する検討委員会において策定されました千葉県渋滞対策アクションプログラムにおいて、主要渋滞箇所として選定されております。渋滞の緩和・解消を図るべき箇所に位置づけられております。

市といたしましても、交差点における右折する車の滞留が直進や左折する車の流れを阻害し渋滞の要因となるとともに、追突事故のリスクを高めることは大きな課題であると認識しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 4回目の質問をさせていただきます。

主要な渋滞箇所として選定され、渋滞の緩和・解消を図るべき場所とされているにもかかわらず、ずっと長年放置され改善されてこないというのは少し理解に苦しみます。用地取得等の障害があったためにどうにもならなかったという理由が想像できますが、取り組むなら今のタイミングであると思います。更地が売買され新たな住居が建つことになれば、干潟交差点の渋滞は永遠に解消されません。

右折車線を設置するには多くの費用や時間を要するとのことですが、長年渋滞問題に悩まされている住民の気持ちを考えると、時間や費用をかけず即効性のある対策を検討するべきではないでしょうか。正規の右折車線より幅が狭くても少しのスペースがあれば、一、二台程度の車が右折のためそこに停車することができ、直進や左折する車は円滑に交差点を通過することが可能となり、渋滞の緩和につながるものと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） ご回答いたします。

右折車線の設置には大規模な用地取得を必要とする場合が多い中、ご質問にありましたコンパクトな右折待ちをするためのスペースを設けることは、時間や費用を抑えた即効性のある対策であり、一定の効果が見込めるものと考えております。

このほか、信号サイクルの見直しといったソフト対策も渋滞対策として有効な選択肢とされておりますので、これらの手法の導入を含めた渋滞対策を道路管理者である県に対し要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

市内の県道は幅が狭く、雑草等の管理も行き届いていない箇所が非常に多く、センターライン等が消えかかって見えない、ちょっとの雨で冠水してしまうようなそういった多くの改善要望が寄せられております。しかし、県の出先機関へ伝えてもなかなか改善や解消がなされません。今回の干潟交差点の改善の要望について、粘り強く交渉していただけたらと思います。時間や費用をかけずに即効性のある対策、そういったものを提案していただけたら、地域住民はとても助かります。

次の質問へ移ります。

2項目めの（１）について、ほかにも車の外装にこだわるユーザーにとっては、デザイン性を高めるツールの一つとなっている、そういった意見もあります。また、図柄を見ることで優しい気持ちになり安全運転を心がけるきっかけになるという意見もあります。肯定的な意見が多いように思われます。

自動車ユーザーが図柄入りナンバープレートを選ぶには、1,000円以上の寄附金が必要となります。では、この寄附金の目的と使用用途についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 寄附金の目的と使途についてご回答申し上げます。

図柄入りナンバープレート交付の際の寄附金につきましては、導入地域ごとに公益財団法人日本デザインナンバー財団が管理し、当該地域における地域公共交通のサービス改善や観光振興、災害復旧・復興支援等に活用するものとされております。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） ありがとうございます。

もう少し細かく言うと、高齢者や子ども向けの交通安全教室の開催、反射材つきランドセルカバーの配布、観光案内版の整備、特産品や観光地のPRイベントの実施、公共交通機関の利用促進や環境に優しい交通手段の整備、住民の移動を支援する取組など幅広い事業に使われるようです。

では、図柄の基準とその考え方についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 国土交通省の図柄ナンバープレート導入要綱では、図柄の選定基準として、図柄の選考に当たり、地域住民及び自動車ユーザーの意向が踏まえられていること、その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するものであること、ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること、地域住民及び自動車ユーザーに親しまれるデザインとなるよう、図柄の制作や選考の過程においてデザイナーを活用することなどの要件を全て満たすことなどが定められております。

また、ご当地ナンバーを導入せずに図柄入りナンバーのみを導入する場合は、構成する全ての市区町村の合意が必要とされております。

現状の千葉ナンバーのままで図柄入りナンバーを導入するには、本市以外の千葉ナンバー

を使用している9市3町全ての合意が必要となります。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 千葉ナンバーを使用している9市3町全ての合意を得るというのは、ほぼ不可能であるということが分かります。しかし、まだ方法はあるかと思います。それは後ほどに触れますが、まず、図柄入りナンバープレートが導入されている地域住民の反応として、ほかにもツイッターで「格好いい」等の投稿が上がり、交付前から話題になった、関連のホームページのアクセス数が約10倍になった、市政への関心が高まったという点も挙げられております。

図柄は、市民やデザイナーから公募する人が多いようです。小・中学生に広く公募することでシビックプライドの醸成につながるかと思います。しかし、どんなにかっこよくても、道路上の識別というナンバープレート本来の役割を果たせないようでは採用されない、課長の答弁にもございました。

では、導入の申込手続、概要と流れについてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 導入の申込手続としましては、1点目、図柄の導入意向の表明、2点目、図柄の導入申込み、3点目、図柄の導入地域候補の選定、4点目、図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握、5点目、図柄の提案、6点目、図柄導入済地域との事前調整の六つの段階が定められております。

このうち2番目の図柄の導入申込みについては、申込みに係る図柄を導入する全ての市区町村が共同で、または当該市区町村の同意を得た上で、都道府県が図柄ナンバープレート導入等申込書を国土交通大臣に提出することとされております。

また、4点目の図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握では、図柄の選定に当たっては、複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認することなどが求められております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 難しい段階の手続を踏むということで、さあやりましょうと手を挙げてもすぐには始められないということが分かりました。

千葉ナンバーのまま図柄入りナンバープレートを導入するのは、構成団体が多く調整が難

しいと思いますが、ご当地ナンバーと併せて導入するならば単独自治体でも導入は可能です。図柄入りご当地ナンバーの要件について、以前は、単独市町村が導入する際、普通自動車やトラックなどの登録台数が10万台を超えること、軽自動車を含める場合は17万台を超えることのいずれかを満たす必要がありました。これが、現在の基準ではそれぞれ7万台を超えること、12万台を超えることと要件が緩和されました。この要件に旭市単独で該当するのか、旭市の自動車の台数等についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 旭市の自動車台数の状況を申し上げますと、普通自動車などの登録台数は3万4,352台、軽自動車を含めた場合ですと6万1,828台で、いずれも旭市単独ではご当地ナンバーの導入基準には満たない状況となっております。

なお、台数の基準があるのはご当地ナンバーを導入する場合であり、図柄入りナンバーのみを導入する場合には登録自動車等の台数要件は特にございません。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 旭市単独では要件を満たすことができないということが分かりました。では一方で、ご当地ナンバーの導入基準では、複数の自治体を対象地域として導入する場合には、普通自動車やトラックなどの登録台数がおおむね5万台を超えること、軽自動車を含む場合は8.5万台を超えることとも定められております。

そこで、周辺の自治体、銚子市と匝瑳市の自動車の台数はいかほどかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、まず銚子市でございますが、普通自動車などの登録台数は2万6,981台、軽自動車を含めると4万9,073台となっております。匝瑳市につきまして、普通自動車などの登録台数は2万266台、軽自動車を含めると3万5,778台となっております。3市の合計では、普通自動車などの登録台数は8万1,599台、軽自動車を含めると14万6,679台となっております。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 3市の合計では導入が可能ということが分かりました。また、銚子市または匝瑳市のどちらか一方の合計とでも要件を満たすことが分かりました。複数の自治体でならば登録を目指すことができるということが分かりました。

では、複数の自治体で登録を目指す際に懸念されることは何なのかをお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 国土交通省の要綱では、ご当地ナンバーの導入基準として、登録自動車等の台数要件のほかに、図柄ナンバープレートをあわせて導入すること、新ナンバープレートを活用した地域振興・観光振興のための方針を有していること、対象地域において地域住民の合意形成が図られていることなどの要件が定められております。その上で、ご当地ナンバーの申込みに当たっては、対象地域を構成する全ての市区町村の合意を得ることが求められております。

以上のことから、ご当地ナンバー及び図柄入りナンバープレートを導入するに当たっては、地域住民の合意形成という点が最も重要であり、また調整が難航することが考えられます。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） かなりハードルが高いということが分かりました。

図柄入りご当地ナンバーを導入する際の条件として、行政区画や旧国名など地理的な名称で一般的に広く認知されているものとされております。例えば「東総」「海匠」というキーワードが浮かびます。「九十九里」は九十九里町と混同されてしまうので難しいと思われませんが、「下総国」「房州」などは広過ぎてぴんときないと思います。

ネーミング、また合意形成の懸念はありますが、図柄入りご当地ナンバープレートは走る広告塔としての効果が見込まれます。また、シビックプライドの醸成にもつながりますし、寄附金はその地域の交通環境の整備及び改善、観光振興等に活用することができます。銚子市及び匝瑳市も単独では実行することはできませんが、3自治体が共同で申請すれば実現が可能です。旭市として取りまとめを行い、図柄入りのご当地ナンバーを導入するつもりはないのか、市長にお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 図柄入りご当地ナンバープレートにつきましては、地域の認知度向上や魅力を発信する効果的なツールになり得るものと認識しております。

一方、導入に当たっては、地域住民への意向調査やデザイナーを起用した複数案の提示など多岐にわたる準備と調整、そして相応の財政負担や事務負担が生じます。また、地域名称を広域名称とした場合、これまで各市が独自に進めてきた認知度向上のためのブランド戦略

を広域的なものへと転換することにもなってきますので、多くの課題を慎重に整理しなければならないと感じております。

ご当地ナンバープレートは旭市だけでは導入できるものではありませんので、機会がありましたら、銚子市及び匝瑳市の両市長とざくばらんに意見交換を行ってみたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 市長、ご答弁いただきありがとうございます。できることは何でもして行ってほしいです。図柄入りご当地ナンバープレートを導入すれば、幅広く事業に生かせる寄附金も頂けます。いろいろなハードルはあるかと思います。しかし、銚子市、匝瑳市の市長は意外と乗り気になってくれるかもしれません。ざくばらんな意見交換会を早急に開いていただくことをお願いし、次の質問へ移ります。

○議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○副議長（井田 孝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き常世田正樹議員の一般質問を行います。

常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） それでは、3項目めに移ります。

都市部の住宅地と農村部の住居を同じ基準で考えること自体無理があると以前から思っているのですが、次の質問です。

農地法の集約化や高度化を目的とした土地改良事業が完了した後、その受益地は原則として8年間、農地以外への転用が厳格に禁止されております。たとえ接道義務を満たすための数十センチの拡張であっても、この8年ルールによって除外が認められず、結果として住宅建設が断念される事態に陥っている現状であると思いますが、土地改良法の8年ルールについて伺いたいと思います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 土地改良事業の受益地は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号に基づき、農業振興地域内農用地区域内農地——いわゆる農振農用地となります——に指定され、農業目的での利用が義務づけられます。

この農振農用地は、良好な農地を確保・保全し、農業の健全な発展等を目的としており、農振農用地から除外するには、同法第13条第2項に規定される六つの要件を全て満たす必要があります。この中に、土地改良事業完了後8年経過しているという要件も含まれております。

この8年経過とは、同法施行令第9条により、土地改良法に規定される事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることと規定されています。これが8年ルールというものです。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。現状、現場では農地を保全するための農振法と担い手の確保というこの二つの正義が正面から衝突しており、農政の自己矛盾を引き起こしていると言えます。

農地保全の面では、土地改良等の公費投入を守るために8年間の転用禁止で地目を固定して制度を遵守した結果、後継者が住めず、数年後に離農や終農による耕作放棄地を増加させるリスクが生じてしまいます。

担い手を確保するために、全国各地の農村では新規就農、事業継承を推し進めるための様々な施策を講じているのに、接道要件と農振法によって住居を確保することができないという矛盾があります。農地という器を守るための手段が、本来の目的である農業という営みを壊している現状がございました。

制度の厳格運用を維持しつつ、真に農業を継続する意思のある後継者を救済するために、地域計画と連動した例外規定を設けるべきであると考えます。例えば対象者を限定し、市が策定する地域計画に将来の担い手として位置づけられること、または認定新規就農者、特定農業生産法人等の事業継承者であることが明確である等の要件を設定すればよいと思うのですが、見解をお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 農振農用地は、将来にわたって農業上の利用を図るべき土地として設定されており、その除外はやむを得ない場合に限定されるという原則がございます。また、議員のご指摘のとおり、農業後継者の住居を確保するためであっても、現在の要件では除外ができないケースがございます。このようなことから、法令を遵守した上で、農地の適正利用と農業の担い手を確保することを両立させることは、本市において重要であると認識をしております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） 農振除外の６要件にプラスして面積の制限もあります。農家は３世代家族の構成もまだまだ多いです。農業後継者を確保するためにも、柔軟な運用が必要だと強く思います。

特例制度の導入について提言させていただきます。農業経営を継続するために不可欠な居住用施設建設に伴い、建築基準法上の接道要件をクリアするための最小限の拡張に限定する。本件を農地を減らす転用ではなく農業継続のための基盤整備として再定義する。土地改良事業の趣旨に反しない範囲での軽微な変更の解釈拡大、あるいは県独自の弾力的運用指針を策定する、このような特例制度を県及び国へ提言することについての見解をお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 農振農用地の除外に関して、地域農業の振興や農業後継者の育成を図る上では制度上の矛盾が生じる場合もあると考えております。引き続き、適正な審査を維持しつつも、問題点等を整理しながら、必要な見直しについて国・県へ提言していきたいと考えております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） このまま現行制度を放置すれば、意欲ある若者が知らないうちに建て替え不可物件となった実家を見捨て、市街地へ流出する流れを止められないこととなります。これは、農業の衰退だけでなく地域の消滅にも直結します。旭市から、農業を守るための二つの政策がぶつかり合っているという現場の声を上げ、県及び国を動かす必要があると考えますが、重ねて見解をお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 現行制度の農地を守るという目的は、農地は農業生産の基盤であ

り、国民に対する食料の安定供給の確保や計画的な農業利用のために優良な農地を保全する役割を果たします。それに対し、農業の担い手を確保するという視点では、農業後継者の住居を確保する必要がある場合など、農振農用地からの除外の特例を認める必要性も感じているところでございます。

農業後継者の住居確保に供するものなど地域農業の振興に直接寄与するものについて除外の特例を設けるなど、国・県へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） ありがとうございます。農振法の矛盾点について、国や県への働きかけをしっかりとお願いいたします。旭市の農業の火を消さないためにも、しっかりと要望をお願いいたします。

次の質問へ移ります。

４項目めの（１）について、ごみ処理やリサイクル、物や資源の無駄のない使い方、環境に配慮したライフスタイル、地球温暖化や森林破壊などの環境問題、環境保全の重要性と環境に留意した内容を小・中学生がしっかりと学んでいることが分かりました。

公共の場を清潔に保つことや、公共物を大切にするための心の育成は、大人になって必要な心構えを身につけるための重要な内容であると思います。不法投棄等のごみ問題や３Ｒ運動について、子どもたちの理解力を深めるために力を入れていることについて伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 不法投棄などのごみ問題や３Ｒ運動などにつきましては、先ほど回答させていただいた環境教育の学びを踏まえつつ、ごみの捨て方やごみの減量、資源の有効活用などについて、学校における日常生活の中で実践的指導を重視し、理解の深化に努めております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） 環境教育は入り口の学習、ごみ問題や３Ｒ運動については出口の学習だと認識しております。ごみの捨て方やごみの減量、資源の有効活用など、ごみを出さないようにするのが入り口の学習、人間活動によって排出されたごみをどうするのが出口の学習、この出口学習が日本の教育において少し不足しているように思えます。不法投棄が一向に激化しない旭市において、子どもの頃から繰り返し学ぶことでポイ捨てや不法投棄は絶

対にはならない行為であることを学んでほしいと思っております。

春と秋のゴミゼロ運動への参加の呼びかけ方法、参加している家庭数の調査、参加後の感想等の聞き取り調査を行っているのか伺いたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） ゴミゼロ運動への参加の呼びかけや、その後の調査などにつきましては教育総務課としては行っておりませんが、市から回覧板や広報紙、SNS等を通じてゴミゼロの協力依頼を行っております。

また、参加者数等につきましては、ゴミゼロ運動の担当課のほうで把握しているというところでございます。

ゴミゼロ運動以外に各地区で行っている環境美化活動、例えば海岸清掃や花いっぱい運動などへの参加につきましては、各学校が直接地域と連携して取り組んでいるところでございます。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） ゴミゼロ運動への参加の呼びかけについては教育総務課としては行っておらず、環境課から各地区の回覧板や広報紙、SNS等を通じて協力依頼をしているとのことですが、実際にゴミゼロ運動が行われることを子ども会からのLINEで知ったという保護者の方が毎年たくさんいらっしゃいます。何をどうすればよいんですかと、市指定のゴミ袋ではなくビニール袋でも紙袋でも何でもよいので、家の周辺に捨てられているごみを拾って指定の回収場所へ持って行ってください、指定の場所は各区で違いますから調べてお知らせします。そんなやり取りを何度も私は行ってきました。

区へ加入していない世帯の方は、ゴミゼロ運動にほとんど参加していないように思えます。先生方の負担になるかもしれませんが、春と秋の2回しか開催しないゴミゼロ運動をtetoru等で配信したら参加してくれる家庭が増えると思いますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

子どものポイ捨てや暴言といった今回の事案に対し、どのような対応、周知をしたのか伺いたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回の子どもの暴言、ポイ捨ての情報提供を受けまして、教育

総務課から市内全小・中学校に対しまして情報を共有するとともに、児童・生徒への周知及び指導の徹底について指示をしたところでございます。

各学校におきましては、管理職または生徒指導担当職員から児童・生徒に対して、今回発生した事案について、人としてどのように対応することが望ましいのかを考えて行動するよう指導をいたしました。

そのほか、旭市学校警察連絡委員会が行うパトロールにおきまして市内を巡回し、今回は特に各公園を重点的に回り、子どもたちへの声かけを行いました。その際、ごみは持ち帰りますといったような小学生の発言があったとの報告を受けております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 人としてどのように対応することが望ましいのか、どのように行動するのが正しいのか、公園でごみを拾っている人を見かけたら、手伝いますと言える子どもたちをたくさん増やしたいと思います。手伝わなくとも、ご苦労さまですとご挨拶ができるようになってほしいです。もちろんそういった行動ができる子どもたちのほうが旭市には多いと思いますが、「あったか！旭」をさらに広めていきましょう。

本市における小・中学生に対する倫理・道徳教育について力を入れている点について伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 特別の教科道徳は平成27年に新たに教科として位置づけられ、正解が一つでない課題について多面的、多角的に考え、議論することを通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目的としております。

本市では、道徳教育については、特に郷土愛を育むことと環境教育とを関連づけて進めていくことが重要と考えております。教育総務課では、小・中学校道徳教育研修会を開催し、道徳教育の狙いや指導法についての理解を深めるとともに、ふるさと旭に愛着と誇りを持つよう、実践的指導力の向上を図っております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 生きるための力、生き残るための力、そういったことに力を入れているということで分かりました。

今の時代、スマートに面倒くさくなく生きる世の中になりました。人と議論するなんて絶対に無理、話をする事自体も手間、LINEで連絡や用件を済ませたい、できれば人との

関わりを減らしたい、ゲームやSNSは倫理や道徳を育ててくれません、何でもあります。学校における倫理・道徳教育が最後のとりでのように思えます。子どもたちがこれから生きていく上での心構えや思いやりを育む教育をお願いいたします。

地域住民との交流やボランティア活動を実践する機会がコロナ禍以降減っているというか、ほぼなくなったように感じます。社会の一員としての自覚を促す教育について、どの程度重視しているのかお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 子どもたちが社会の一員として地域とつながり、次代を担う人材として成長していくことは大変重要であると認識し、教育委員会3課で各種事業に取り組んでおります。

特に、地域の方々の協力を得て実施しているぼろぼろや、旭市飯岡しおさいマラソン大会、宿泊体験などの事業は、地域との交流を通じて責任感や協調性、人間関係の構築などを養う貴重な機会となっております。

また、地域の方々の知恵をお借りしながら学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域社会の一員としての自覚を促す教育を推進しているところでございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 学校運営協議会と地域学校協働活動の取組が今後ますます拡大していくことを願います。少しずつではありますが、地域と学校の相互活動、交流が広がってきていると思います。コーディネーターの皆さんも、手探り状態で迷いながら活動されている方もいらっしゃると思います。事例紹介やアドバイス等も引き続きお願いいたします。

今回の事案から、倫理感が現代の子どもたちに欠けているように感じました。学力や運動能力の向上はもちろん重要ですが、それと同じぐらい子どもたちの倫理感を養うことが必要であると考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（向後依明） 常世田議員おっしゃるとおり、子どもたちのポイ捨てや大人への暴言といった行為につきましては、公共の場におけるマナーとして看過できないものであり、倫理感や規範意識の育成は大変重要な課題であると、このように認識しております。

学校教育におきましては、道徳教育や日常の生活指導等を通じて、公共心や望ましい行動について継続的に指導しておりますが、問題行動などが見られた場合には、個別指導や保護者との連携を図りながら、その改善に努めているところでございます。

教育委員会といたしましても、こうした指導のさらなる充実について、各学校に引き続き指導してまいりたいと考えます。

その一方で、放課後や休日における行動は子どもたちの日常生活の延長にあるもので、基本的な生活習慣や社会的マナーの定着には家庭における継続的な指導、あるいは地域における見守りと適切な関わりが大変重要であると認識しております。このため、地域の皆様からの情報提供を学校と共に共有しながら必要な指導につなげるとともに、保護者の皆様には、公共の場での過ごし方や地域への配慮について、日頃から各学校においても指導いただくようお願いしております。

教育委員会といたしましては、今後とも学校・家庭・地域が相互に連携しながら、子どもたちの倫理感や規範意識の育成に一体となって取り組めるよう努めてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） 教育長、ご答弁いただきましてありがとうございます。

学校・家庭・地域が相互に連携しながら、子どもたちの規範意識の育成に一体となって取り組めるよう努めてまいりますというお言葉、まさにそのとおりであると思います。朝の登校見守りや子ども会、地元のお祭りやラジオ体操など、地域の子どもたちと接する機会が私は多いです。その際、危ないこと、人に迷惑をかけること等をやった児童を普通に怒ります。学校の先生のように穏やかに諭すようになって叱れません。駄目なことは駄目だと。今まで保護者の方からクレーム等が来たことはありません。ふだんは優しいけれども怒ると怖いおじさんでいいと思っております。

小・中学生がいるご家庭の家族構成は、共働きで核家族がほとんどであるかと思います。朝は早朝に起きて家事をこなし、夜は放課後児童クラブのお迎えを時間ぎりぎりに行って、買物をして、子どもたちをお風呂へ入れてと、寝るまでの間に一息もつけないご家庭も多いかと思います。子どもの機嫌を損ねないように気をつける、子どものやりたいようにやらせる、そうすればミッションがスムーズにこなせる。ミッションとは、家事・炊事等のことです。子どもがご機嫌斜めだと、旦那が不機嫌になるか、怒られるから余計に面倒くさいと。

そういった家庭の状況がよい悪いと判断することは難しいです。皆さん、必死に毎日を生きております。基本的な生活習慣や社会的マナーの定着には家庭における教育も重要ではあると思いますが、できない状況に置かれている家庭も多いです。

教育長がおっしゃった学校・家庭・地域が相互に連携しながらというお言葉、家庭でできない部分を地域、そして学校で支えてあげる必要性も感じます。学校に余裕がなければ地域で支える、そういった気概を持って今後も活動していきたいと思います。

私からの質問は以上です。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇ 片 桐 文 夫

○副議長（井田 孝） 続いて、片桐文夫議員の一般質問ですが、本日欠席でありますので、旭市議会会議規則第51条第4項の規定により、通告の効力は失います。

よって、本日予定した通告順を繰り上げます。

◇ 崎 山 華 英

○副議長（井田 孝） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（8番 崎山華英 登壇）

○8番（崎山華英） 議席番号8番、崎山華英です。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和8年第2回定例会において一般質問を行います。

今日は県民の日ですが、学校がお休みのお子さんも多いと思います。ぜひ学生の皆さんにも関心を持っていただきたく、初回の質問については、なるべく私も分かりやすい表現で行っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。今日も子どもたち、いっぱい傍聴に来てくれてありがとうございます。

今回は、一つ目に男女共同参画について、二つ目に子どもの意見表明権とウェルビーイングについて、この二つのテーマで質問いたします。

さて、6月5日の開会日に市長からお話がありました、先日公表された令和7年国勢調査の速報値によると、日本全体の人口は、前回調査の令和2年から約309万人減少し、旭市の人口も4,088人減って5万9,657人という結果になりました。少子高齢化や人口減少は、私

たちにとって待ったなしの課題となっています。

しかし、私は人口が減ることそのものだけを悲観する必要はないと思っております。大切なのは、人口を増やしたり維持することそれ自体ではなく、今いる人たちが幸せに暮らせるまちをつくることが大切と考えています。本日は、そのような視点も踏まえながら質問してまいります。

一つ目の項目です。１、性別にとらわれず個性・能力を十分に発揮できる環境形成について、（１）第３次旭市男女共同参画計画の評価や今後の在り方について伺います。

男女共同参画という言葉は、現在は中学校等で学ぶ機会があるそうですが、実は大人の世代になるほど学校でははっきりと習う機会がなかったため、社会ではまだまだなじみが薄い言葉、価値観だと言えます。男女共同参画というと難しく聞こえますが、簡単に言えば、男だから女だからで役割や生き方を決められるのではなく、誰もが自分らしく能力を発揮しながら暮らせる社会を目指す考え方です。

旭市では、そんな社会の実現に向けて、令和６年度から５年間を計画期間とする第３次旭市男女共同参画計画を策定し、様々な施策を進めているところと思います。今年度は計画期間の中間年度に当たることから、これまでの取組状況を確認するとともに、今後の推進の在り方についても考えていきたいと思っています。

そこで伺います。旭市第３次男女共同参画計画について、本市ではどのような方法で進捗を評価しているのか伺います。

続いて、（２）の質問として、この男女共同参画計画を地域や事業者に向けて推進する取組について伺います。

旭市では、市役所職員に対して、女性管理職割合や男性職員の育休取得を増やすための目標を定め、今年度から特に女性課長の割合が増えるなど、一定の成果があるように感じています。

しかしながら、本来この男女共同参画というのは、市役所内部だけでなく地域や地元企業にも広がっていくことが本来求められます。例えば、地域における自治会役員やＰＴＡ役員の男女比率、市内事業者における女性管理職割合や、育児と仕事の両立支援の状況など、市内の地域における男女共同参画の実態を把握することも重要ではないでしょうか。

そこで伺います。地域及び事業者における男女共同参画の推進と参画機会の確保について、市ではどのような実態把握を行っているのか伺います。

二つ目の項目に移ります。２、子どものウェルビーイングを支える環境づくりについて、

(1) 子どもの意見表明権、まちづくりへの参画について伺います。

子どもたちが自分の意見を伝え、その意見が尊重されることは、子どもの権利を考える上でとても大切なことです。子どもや若者の声をもっと大切にしようという考え方の下、令和5年に国が定めたこども大綱では、子どもは大人から守られるだけの存在ではなく、一人ひとりが自分の考えや思いを持ち、その意見が尊重される存在であることが示されています。子どもや若者が安全・安心に意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映するとともに、反映された内容や反映できなかった場合の理由についても丁寧にフィードバックしていくことが示されています。そして、その積み重ねがさらなる意見表明や社会参画につながる好循環を生み出すとされています。

そこで、本市では、子どもの意見表明権やまちづくりへの参画についてどのような取組を進めているのか、確認していききたいと思います。

まずは、子どもたちにとって最も身近な学校生活のルールである校則の見直しについて伺います。

近年、国においては、校則の見直しに児童・生徒が参画することの重要性が示されているところですが、市内の各学校では校則の見直しに現在どのような形で児童・生徒が参画しているのか伺います。

最後に、(2) 児童虐待の予防及び早期支援について伺います。

子どもたちが安心して成長していくためには、家庭や地域の中で安全に暮らせる環境が確保されていることが大前提です。

先日も、旭中央病院において長年児童虐待防止に尽力されてきた医療関係者の方々から学ぶ機会がありました。また、病院における虐待対応チームの取組などに触れる中で、児童虐待は決して遠い地域の問題ではなく、本市においても、医療・福祉・教育・行政が連携して取り組むべき重要な課題であると感じています。

そのような中、本市では昨年、こども家庭課を創設し、母子保健と児童福祉機能を一体的に担う体制へ移行しました。

そこで、まずこども家庭課創設により、児童虐待予防や早期支援の面でどのような連携や対応可能となったのか伺います。

1 回目の質問は以上です。再質問は質問席より行います。執行部の皆様におかれましては、何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは私からは、旭市男女共同参画計画についてどのような方法で進捗を評価しているかということについてご回答申し上げます。

男女共同参画計画に掲載されている施策を推進すべき事業74項目について、毎年1回、各担当課に対して前年度の実績と評価の報告を求めています。その報告を市民生活課で取りまとめて、委員11人から成る男女共同参画推進懇話会に提出し、意見をいただいております。

○副議長（井田 孝） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課からは、1の（2）についてお答えいたします。

地域社会における男女共同参画の実態把握ということでございますが、自治会役員の男女比率についてお答えいたします。

区などの自治組織の役員については、市の行政連絡事務を委託するため、各自治組織から報告をいただいておりますが、報告をいただいている内容は、行政連絡事務に必要な氏名、住所、連絡先、世帯数などでありまして、男女の別の報告はいただいておりますので、男女比率については把握をしていないところでございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私のほうからは、2の子どものウェルビーイングを支える環境づくりについてのうちの（1）でございまして、校則の見直しについて、現在はどうのように児童・生徒が参画しているかというところについて回答申し上げます。

各小・中学校では、児童会や生徒会を通じて学校生活の改善に関する意見交換や提案活動が行われており、子どもたち自身が主体的に生活改善に参画できるように機会が設けられております。

校則の見直しについては、生活の決まりなどについて各学級で議論を重ねた上で、意見・要望を生徒会に提出いたします。その後、生徒会と教職員が話し合いを行いまして、生徒全員が参加する生徒総会場で担当職員から回答しております。

これまでも、髪形や靴下、運動靴等に関する校則の見直しについて、生徒の意見を反映しながら行われてきております。そのほかにも、「わたしたちの手でつくった頭髮・服装の約束」という生徒心得を生徒手帳に掲載したり、生徒自らが非常災害時を想定して自主計画避難訓練を実施したりと、生徒の主体性の育成や企画力、実践力の向上を図りつつ、生活改善に参画する取組が進められている学校もございます。

○副議長（井田 孝） こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課からは、2の（2）児童虐待の予防及び早期支援について回答いたします。

これまで別々に管理されていた母子保健と児童福祉の情報を、合同支援会議によって共有する仕組みを整えました。両機能が連携して虐待リスクのある家庭の状況を把握・分析することで、虐待の早期発見と予防的視点を含めた支援方針の策定が可能となりました。

体制面でも、児童虐待の窓口となる家庭児童相談室は、専門的な研修を受けた保健師1名、社会福祉士1名、相談員3名の計5名が在籍し、充実した支援体制の下、個々の家庭が抱える悩みに対して丁寧に対応しております。また、相談内容に応じて、児童相談所や医療機関などの関係機関と密に連携し、包括的な支援を展開しております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1の（1）のほうから再質問させていただきます。

旭市男女共同参画計画の評価についてどのように行っているかといった最初の質問でした。各担当課への目標に対してどれくらい取り組めたかの確認は毎年、年に1回取りまとめを行っているということで分かりました。

計画を見る限り、今もご答弁はありましたけれども、74項目ある指標、全庁多岐にわたって取り組んでいるものとは思います。

昨年度の実績についても、まさに今取りまとめを行っている最中だと伺っていますけれども、再質問として、直近の実績の中でも目標に対して特に順調に進められている施策や、また反対に停滞しているような施策があれば、代表的なものを幾つかピックアップして挙げていただきたいと思います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 一部今調査中でございますので、一部分かるものは7年度で回答させていただきます。

順調に進捗している施策として幾つか挙げますと、市役所の管理職への女性登用率、令和6年度以前は25%前後で停滞しておりましたが、令和7年度は31.4%に向上しました。

市役所の男性職員の育児休業取得率は、令和6年度、7年度ともに100%を達成していま

す。

それから、市職員以外に関することでは、男性の家庭での子育てスキルの向上を目的とした出張ハニカム及び離乳食講座などのイベントへの父親の参加の呼びかけに対し、20人以上の参加を目標としていたところ、令和7年度は46人の参加がありました。

反対に、停滞している施策といたしましては、家事・育児への知識や技術の習得を目指して行っている料理講座への男性の参加について、男性参加者10人を目指しておりましたが、令和6年度の受講者は7人にとどまりました。

また、市が委員を委嘱する審議会など各種会議の委員への女性の登用について、各会議とも40%を目標となるよう呼びかけておりますが、令和6年度で達成した団体数は74団体中18団体にとどまりました。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 女性管理職の登用など進んでいる点は、市長をはじめ市として着実に取り組まれてきた成果と受け止めております。今後は、登用後のフォローや継続して働き続けられる体制づくりについても、引き続きお願いしたいと思います。

一方で、料理講座への男性参加や各種審議会における女性委員の登用率など、地域社会に目を向けると依然として課題が残されていることも明らかになりました。市民や地域、事業者への取組は（2）のほうで改めて再質問させていただきますが、さて、こういった評価結果を踏まえ、施策内容の改善や計画自体の見直しというものを同時に行うべきだと考えます。例えば千葉市では、国・県の法改正、動向等を踏まえ、令和8年3月に改定がありました。事業の再編や指標の追加などを行っているようです。本市においては、特に令和6年から計画内容の改定等は確認されませんが、そのほかにも評価に応じて翌年の事業への反映等がされているのか、現状を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 計画期間中には、計画の記載内容に関する改正は今のところ行っておりませんが、男女共同参画推進懇話会の会議で委員から受けました指摘や意見を当該事業の担当課に連絡し、以後の目標の立て方や事業内容に反映させるよう指示しております。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 細かな目標や事業内容については軌道修正等の反映を行っているということなんですけれども、近年、男女共同参画を取り巻く環境というのは大きく変化しており、

新たな法律の制定や法改正、社会情勢の変化に応じて、自治体にも柔軟かつ継続的な対応が求められます。そのためには、計画の進捗管理だけでなく、全庁的な取組や地域の実態を丁寧に把握し、必要に応じて施策へ反映していく体制が重要と考えます。

最近では、女性デジタル人材育成など、男女共同参画の視点を取り入れた取組が各担当課ごとの事業で積極的に行われているところですが、本市では男女共同参画センター等が置かれているわけではないので、それらを推進するための独立した事業や予算は限られていると感じます。

現状では、男女共同参画に関する業務は、今答弁いただいている市民生活課の市民生活支援班というところで担ってくださっているわけなんですけれども、そのほかにも行政相談や交通安全関連、市民の地域活動など、多岐にわたる業務の中でその一端を担っていただいている印象を受けます。今後、さらにきめ細やかな対応、施策の充実を図るためにも、男女共同参画を現在の市民生活課の数ある業務のうちの一つとして担うのではなく、専門的に推進するデスクや室を設置することを検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 男女共同参画の専門担当の設置についてでございますが、限られた財源や人的資源の中で、現時点では市民生活課の市民生活支援班で所掌することが最適であると考えておりまして、新たに専門デスクなどを設置する予定はございません。

ただ、こども家庭課創設時のように、今後法整備も含めた国からの要請や、国・県からの政策誘導的な財政支援など、国・県の動向を注視しながら研究・検討してまいりたいと考えております。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。財政的な面も人的な面も含めてということなんですけれども、国・県の動向というところでしたけれども、現状、県内、実際ほかの市町村はどうなっているのかなということを確認させていただきました。男女共同参画室ですとか男女共同参画センターを置くなど、専門的に推進している部署がある市町村も多く見受けられました。現状の形では、市民生活課による実態把握、DV相談とかいろいろな様々な相談業務もやっていただいていると思うんですけれども、実態把握というのが主たる業務である印象を受けますので、今後の事業の在り方、専門の室を置くなど、積極的な体制を要望いたします。

(1) については以上です。

1の(2)のほうの地域への男女共同参画推進についての質問に移ります。

総務課長のほうから、自治会の状況について伺いました。それでは、1個1個ということなので、PTAの役員の状況について伺います。

○副議長(井田 孝) 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野唯生) 生涯学習から、PTA関連についてお答えいたします。

令和8年度の旭市PTA連絡協議会代議員における女性の登用率は28.3%となっております。

以上です。

○副議長(井田 孝) 崎山華英議員。

○8番(崎山華英) PTA連絡協議会代議員ということなので、恐らくPTA会長がそれに当たる場合が多いのかなと思うんですけども、PTA会長で女性が約3割に届かないという感じですね。分かりました。ありがとうございます。

続いて、地域の事業所の状況ですとか把握されていることがありましたら伺います。

○副議長(井田 孝) 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(加瀬弓子) それでは、市内事業所における女性活躍推進状況で報告いたします。

商工会の数値で回答させていただきます。旭市商工会の本年4月末現在での状況で申し上げますと、市内1,382事業所中206事業所で女性が代表者として活躍されています。割合では14.9%となります。

以上です。

○副議長(井田 孝) 崎山華英議員。

○8番(崎山華英) ありがとうございました。女性の代表の方は14.9%ということで、まだまだ社長の方は男性という場合が多い状況かなと思います。これについては、単に地域活動の男女比率が平等かという問題ではなく、将来のまちづくり、政治分野への参画にも深く関わる問題だと考えています。

実際、旭市市議会に限らず、自治会、消防団、PTA、商工会などで活動する中で地域課題に触れ、その経験をきっかけに議員を目指すというケースも少なくありません。しかし、

現状では自治会役員は男性、PTA会長は父親が担うというケースが多いなど、性別による役割の固定化が見られる場合があります。その結果、意思決定の場に参画する機会にも偏りが生じ、多様な視点が地域づくりに十分反映されにくくなることにつながります。

そこで伺います。こうした固定的な役割分担の状況を少しずつ解消し、地域で女性をはじめとする多様な人材がリーダーとして活躍できる環境づくりについて、市や教育委員会から働きかけを行う考えはないか、見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 行政区やPTA役員の選出に当たっては直接的には市が関わっておりませんが、どちらも家事や仕事での多忙を理由に役員の選出に難航するケースが多いと聞いております。

行政区やPTAのような地域活動に女性が参加しやすくするための市からの働きかけという点につきましては、男女共同参画計画の策定に際して行ったアンケートにおいて、自治会などの活動で女性リーダーが少ないということの理由として、就労・家事・育児などに忙しく地域活動に専念できないから、男性がリーダーとなるのが社会慣行だから等の意見が多数となっております。

こうした意見を鑑みまして、女性にとっても男性にとっても活躍しやすい就業環境を整備し、固定的な性別役割意識を解消し、男女とも余裕を持って家事や育児に当たり、地域活動に参加することのできる男女共同参画社会の実現に向けて、関係各課と連携しながら施策を推進してまいります。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 確かに今ご答弁あったとおり、女性に限らず男性であっても仕事や家事、プライベートが優先され地域活動まで手が回らないというのが実情だなと思います。これには男女の差というよりも、年代による分断というのもあるのかなというふうに感じています。

ただ、これにはやはり男性がリーダーとなるのが社会慣行だからという意見が多いということも分かるとおり、世代間のギャップ、若い世代が入らない原因にもつながるように感じますので、自治会やその他の活動の在り方についてもつながる課題だと感じました。

さて、事業所における女性代表者の比率は、今先ほど答弁いただいたところではあります。が、女性の働きをサポートできる企業が増えることも男女共同参画においては重要な要素となります。

国における認定制度として、くるみん認定とえるぼし認定というものがあります。くるみん認定は子育て支援に積極的に取り組む企業を、えるぼし認定は女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、それぞれ厚生労働大臣が認定する制度となっています。他市の男女共同参画計画を見ますと、くるみん認定やえるぼし認定の取得事業者数を指標としているケースも見られます。

そこで伺いますが、市内認定事業者を増やすためのこちらの認定制度の啓発、市からもできないかお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） 市としましては、仕事と子育ての両立支援や女性活躍の推進につながる事業者の取組を後押ししたいと考えております。商工会や雇用対策協議会と連携し、市内事業者に対し、くるみんやえるぼしの認定制度の周知と取得の促進に向けて啓発を行ってまいります。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 啓発のほう、ぜひよろしくお伺いいたします。

くるみん認定、えるぼし認定取得のためには、申請に際し一定の計画の策定が必要になったりと気軽にはできない印象を受けます。申請の壁を取り除くためのサポートがもしあればなおよいと思いますし、ほかにも例えば入札の場面でそれぞれの認定事業者に対しては加点を行うなどの制度など、旭市独自に取り入れるなど、地域事業者が認定に向けて前向きに動いていけるような、さらなる積極的なアプローチを行うことができないか、市の見解を伺いたいと思います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） それでは、まずサポートにつきましては、くるみん認定は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が必須となります。また、えるぼし認定は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が必須となっております。どちらの認定に当たっても、計画書の作成支援などは専門的な知見を有する千葉労働局雇用環境・均等室や商工会で受けることができます。

市としましては、事業者が認定取得に当たってスムーズに必要な支援が受けられるよう、市ホームページやチラシなどで情報提供を図ってまいります。

また、認定事業者に対する入札加点などの市独自の優遇措置については、本市では現在実施しておりません。今後は、参考となる他市の導入事例を調査研究してまいります。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 計画作成支援、ぜひそういった情報を積極的に周知、併せてお願いしたいと思います。

入札加点に関しても提案させていただきましたが、それ以外にも認定事業者を広報等で紹介したりだとか、事業者の行動を促すような、もっと地域に広げる取組を積極的に検討いただけたらと思います。

続いて、地域における男女共同参画の観点からにはなりますが、ちょっと話題を変えていきます。これまで、市内における男女別の自殺死亡率に実は私のほうで注目をしております。市では旭市自殺対策推進計画というものを策定していますが、市内の自殺死亡傾向、どのように認識しているのかお尋ねいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） それでは、市内で自殺で亡くなられた方の傾向をどのように認識しているかということで、社会福祉課よりご回答申し上げます。

平成28年の自殺対策基本法、この一部改正により、厚生労働大臣から指定された一般社団法人である、いのち支える自殺対策推進センターが都道府県及び市町村の自殺の実態を分析した地域自殺実態プロファイルを作成し、全ての自治体に提供しております。この地域自殺実態プロファイルには、地域の自殺で亡くなられた方の特徴や男女別の人数、年齢等が記載されております。また、議員よりご提示いただきました千葉県における自殺の統計、これについては、千葉県健康福祉部の出先機関である千葉県衛生研究所から公表されております。本市では、これらのデータから自殺で亡くなられた方の傾向を把握しております。

なお、旭市自殺対策推進計画において公表しておりますが、本市の主な自殺で亡くなられた方の傾向としましては、40歳から59歳の男性が最も多く、仕事に関連する複合的な悩みを要因としていることをデータとして示しております。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。私のほうも千葉県のデータのほうを見させていただいて質問させていただいているんですけども、全国的に四、五十代の男性の自殺死亡

率というのが高いというのは傾向としてあるんですけれども、県内の各市町村を並べたときに、特に旭市の場合は男性の自殺での死亡率が高いという結果が分かりました。

男性が孤立しやすい、個人で問題を抱え込みやすい状況を解消していく背景には、地域での固定的な性別役割分担意識なども一因としてあると考えますが、こういった男性特有課題を解消する取組、市として何か行っているのか、再質問でお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） 議員よりお示しいただいた資料、千葉県における自殺の統計、これは令和2年から令和6年のデータです。これでは、本市の男性の自殺死亡率について県内でも高い数値が見られました。調査期間の少し異なる旭市自殺対策推進計画、これは平成29年から令和3年度での調査です。これでは、国及び県より低い数値を示しております。調査の期間により結果に多少の違いはあるようです。県のデータからは、本市の男性の自殺死亡率が高くなった要因について、多様で複合的な原因を有していることから、明確な特定はできない状況であります。

なお、自殺で亡くなられた方の男女比については、国や県の割合とあまり変わらず、男性2に対し女性1程度であり、男性の自殺者数は女性の約2倍となっております。

本市では、旭市自殺対策推進計画の中で、性別を問わずに自殺リスクを減少させるための三つの重点施策を定めております。その中で、一つとして勤務者・経営者、二つ目としては生活困窮者、三つ目としては高齢者に対して対応を行うこととしております。重点施策の中で実施している内容については、計画にて公表はしておりますが、取組事例の一例を申し上げますと、社会福祉課においては、生活困窮者が抱えている複合的な問題に対しまして包括的な支援や相談業務などを行っております。

自殺の要因につきましては、性別を問わず複合的な課題を抱えていることが多く、様々な理由が考えられます。関係機関や関係者などの協力を得ながら慎重な対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 分かりました。社会福祉課としては、生活困窮者ですとか、四つの分類に分けておりましたけれども、包括的な支援をやっていただいているところだと思います。ありがとうございます。

この課題については、必ずしもこれを行えばよいというものではなく、複合的、重層的な取組を今後も推進していただきたいと思います。

さて、ここまでの流れで、男女共同参画が単に市民のウェルビーイング向上のためだけでなく、選ばれるまちとなるための戦略的な視点であるという認識でもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

男女共同参画を本当に市全体の施策に反映していくためには、現状の市民生活分野の一計画として扱うのはなじみがないのではないかと感じています。実際に県内を調べたところ、県内多くの自治体が、企画課など全庁的な政策を担う課で男女共同参画の取扱いを行っているところがほとんどです。

総合戦略やウェルビーイングの向上とともに深く関わるテーマである以上、企画政策課のような、より市全体の政策立案を担う課が全庁的な政策課題として推進していく必要があるのではないのでしょうか。今後、男女共同参画計画を本市のDX推進計画と同様の位置づけで推進する体制へ見直すことができないか、市の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 男女共同参画については、総合戦略においても施策の11、互いに認め合う社会の形成として掲載され、重要な位置づけにあると認識しております。

誰もが互いを尊重して認め合い、固定的な性別役割分担意識を解消し、個性と能力を発揮しながら自分らしく活躍できるまちづくりを目指すため、引き続き各課と連携を図りながら、男女共同参画の推進を全庁的に進めてまいります。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 確かに男女共同参画が総合戦略の中で、互いに認め合う社会の形成という施策の一つとしては位置づけられています。しかし、私は男女共同参画を数ある施策の一つとして捉えるのではなく、市政のあらゆる分野に共通する横断的な視点であると考えています。

実際昨日も、国土交通省が駅や商業施設などにおける女性用トイレの行列改善に向けた指針を示したとの報道がありました。こうした事例からも分かるように、男女共同参画は福祉や人権の分野だけでなく、土木やまちづくりといった一見関係のないように思われる分野にも深く関わるテーマです。だからこそ、今後の総合戦略の見直しに当たっては、一つの施策として位置づけるのではなく、市政全体を貫く基本的な視点としてより一層反映していただ

くことを要望し、この項目を終わります。

○副議長（井田 孝） 一般質問は途中ですが、午後２時15分まで休憩します。

休憩 午後 ２時 ２分

再開 午後 ２時 15分

○副議長（井田 孝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き崎山華英議員の一般質問を行います。

崎山華英議員。

○８番（崎山華英） 続いてお願いいたします。

大きな項目２の（１）です。校則の見直しに関する部分ですね。

様々、今取組を進めていただいていると思うんですけども、いまだに校則が変わらない、子どもたちの声が届いていない、そんな声をまだまだ聞いております。これにはしっかりとフィードバック、どんなふうに子どもたちの意見が取り扱われたかのフィードバックの方法が、適切か、まだ十分ではないように思えますけれども、この意見の集約に合わせて、フィードバックがきちんと行われているのか、教育委員会の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 子どもたちの意見がどのように扱われているかということにつきましては、生徒総会を例にして申し上げますと、学校生活への意見や要望については、事前に生徒会本部と管理職を含めた教職員が協議をいたしまして、総会当日に担当職員が回答しているというところでございます。その中には、意見・要望として認められないような内容もございますが、それらにつきましては、検討結果や理由を丁寧に説明し、また学級担任や担当職員が補足説明をするなどのフォローアップを行っているというところでございます。

教育委員会といたしましても、子どもたちの意見を、単に意見を聞くだけではなくて、どのように検討して、結果としてどうなったかというようなところを、丁寧にフィードバックすることが重要であるというふうに認識しております。

引き続き、それぞれの学校の状況把握に努めるとともに、地域の状況や社会の変化等を踏まえ、子どもたちの主体的な考えなどに対して丁寧に対応していくよう、学校への指

導、助言に努めてまいります。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 意見・要望として認められないような内容は、検討結果や理由を丁寧に説明ということだったんですけれども、そもそも大人側の意識のアップデートがまだまだ十分ではないのかなというのを感じております。校則自体、今ホームページで公開されているところなんですけれども、実は校則に書かれていない細かな規則というものが存在したりしています。

中学生らしい清潔感のある頭髪というふうにとくくりにされているんですけれども、実際は男子のツーブロックは一律に禁止ですとか、女子はポニーテールも一律禁止、耳より上の高さに上げて結んではいけない。こういった校則がまだ存在しているということで、子どもの人権を侵害していないかという視点が、近年さらに重視されているところでありますので、現場ではなかなか先生方忙しくて検証し切れない部分あると思いますので、市としてこれはきちんと状況把握しながら、助言を行っていただきたいと思います。

それらを除いても言えることは、大切なのは校則を変えることではなく、子どもたちが、なぜこのルールがあるのか、もっとよくする方法はないかというのを自ら考え、対話し、身近な環境づくりに主体的に関わる経験を積むことです。ぜひ、今後も子どもたちの意見表明権を大切にしながら、主体的な参画の機会をさらに充実させていただくことを期待します。

さて、続いて、もう少し広い視点で、旭市の教育に対する大綱についてです。

現在第3期のものが策定されており、市民や社会全体のウェルビーイングの向上を目指すこと、これは市長が掲げる総合戦略とも連動する形で置かれています。一方、この大綱を踏まえて策定されている学校教育指導の指針については、ウェルビーイングが保障されているからこそ、子どもたちは思考を深め、他者と協働し、粘り強く取り組むことができると示されています。しかし、さらにそこを見ますと、その中で具体的にどのようにウェルビーイングを保障していくかについては、十分に読み取ることができませんでした。

今取り上げた校則の見直しを含め、子どもの意見を聞くことや、子どもの意見表明権、人権を尊重することは、ウェルビーイングを支える重要な要素の一つであると考えます。

そこで伺います。子どものウェルビーイングを学校現場で保障していくためには、今後、この教育指導指針においても、その考え方や方向性をより具体的に示していく必要があると考えますが、市の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 学校教育指導の指針は、第3期旭市の教育に関する大綱の策定に合わせて、その基本理念であります「郷土 夢 未来」を踏まえ、学校教育において、教職員が重点的に取り組むべき内容を示したものでございます。

子どもにとってのウェルビーイングについてですが、子どもたち自身が安心して挑戦できる、自分は大切にされていると感じられる、学びに意味や手応えを見いだせるなど、それらを実感できる基盤として位置づけているところでございます。

この指針は毎年改訂しておりまして、令和8年度の改定では、教職員一人ひとりがウェルビーイングを成果ではなく基盤としていることをイメージしやすいように、文章ではなくイラストで示したものでございます。

具体的な記載が必要とのご指摘をいただきましたけれども、これまで学校が行ってきた生徒指導をはじめとした全ての教育活動、指導、支援は、子どもたちのウェルビーイングの向上につながる大切な取組でございます。このことについては全ての教職員が認識しておりますので、今後も引き続き、子どもたちのウェルビーイングにつながるきめ細やかな支援に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 全ての教育指導、教育活動・指導、支援がウェルビーイングにつながる取組ということで、それはそうなのかもしれないんですけども、であれば、あえて大綱や指針で掲げる意味というのは何なんだろうというのをちょっと考えてしまう、そんな答弁でした。

ユニセフが公表した子どもの幸福度に関する調査では、36か国中で日本は、総合順位こそ14位と高い基準にあるものの、精神的幸福度については32位とかなり低い水準となっています。体は健康でも心は健康ではないお子さんが多い中で、この考え方、ウェルビーイングをどうやって保障していくかというのを、ぜひ考えていただきたいと思います。

さて、今度はまちづくりのほうに、子どもの参画と意見表明反映について伺います。

これまで本市で夏休みの時期に行っていた子ども議会は、子どもの意見を聞き、まちの施策へと反映するための機会として実施されてきたと認識しています。昨年は様々な理由から開催が見送られた経緯がありますが、今年度以降の実施予定について伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 子ども議会につきましては、事務事業の見直しにおいて、体験できる子どもがかなり少ない人数に限定されることや、学校における働き方改革が求められていることなどから、今年度から実施を見合わせるとしたところでございます。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 大変残念なことが判明しました。子ども議会、当初は議場体験という形で、行政を知る教育機会の一環であったと思いますが、近年、主権者教育や子どもの意見を聞く場として大切な役割を担っていたように感じます。廃止の代わりの何かができないのか、議会としても可能性を探りたいと思っております。ありがとうございます。

去年も子ども議会ツアーをやって、大変好評でした。市長も来ていただいてありがとうございました。子どもへの機会をつくりたいと私も思っております。とはいえ、子ども議会というのは、子どもの意見表明権の場としてごく一部の方策でしかなく、子ども議会があったとしても、それで十分とは言えないわけです。

そこで伺います。子ども議会見直し後は、子どもの意見を学校運営も含めて、まちづくり全体へ反映する機会を今後どのように確保していく考えなのか、市の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） お答えします。

将来のまちづくりの担い手である子どもたちの意見や柔軟な発想は、市政運営において大変重要なものであると認識しております。

そのような中、広く市政に対する意見や要望をお寄せいただく仕組みとして、現在としましては、各課へのお問合せメールや市長への手紙を設けており、年齢を問わずご利用いただいております。実際に子どもたちからもお手紙を頂いております。今後は、さらに多くの子どもたちが意見を表明しやすくなるよう、これら既存制度の工夫など市として取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 市長への手紙とかお問合せメールでの対応ということでしたけれども、子どもたちの声を聞く上で、意見を送りたい人が送る仕組みと、行政側が子どもたちの声を

積極的に聞きに行くという仕組みでは、その意味合いが大きく異なると考えます。これまでの答弁でも、市として子どもが意見を伝えやすい環境づくりや、年齢に応じた方法で意見を聞くことの重要性について言及されてきました。実際に米本市長ご本人からも既存の意見聴取のほか、こども家庭庁が示す様々な手法を参考にして、子どもが意見を伝えやすい環境をつくり、意見をまちづくりや施策等に反映させるよう取り組んでいきたいと、そういった内容で過去に何度か答弁いただいております。

そうした方向性も踏まえた上で、今回の子ども議会の実質廃止というのは、子どもが行政やまちづくりに参加する機会が後退したとも受け止められかねません。ぜひ今後は市長への手紙など、既存制度の活用にとどまらず、行政の側から多くの子どもたちの声を積極的に聞きに行く機会や仕組みについても検討していただきたいと強く強く要望し、次の質問に移りたいと思います。

2の(2) 児童虐待の予防及び早期支援についてのほうに移ります。

最後の項目に移りますが、こども家庭課創設による連携機能について、先ほどご説明いただきました。それでは、実際にこの旭市内でどのくらいの児童虐待相談があるのか、近年の推移をお尋ねいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 相談件数の推移について回答いたします。

本市の新規児童虐待相談受付件数につきましては、令和5年度は52件、令和6年度は65件、令和7年度は54件と推移しています。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 件数のほうの答弁いただきました。これは過去の会議録でちょっと確認しかできなかったんですけども、10年前の倍以上の件数を取り扱っていることになろうかと思います。

子どもの年齢や家庭状況によっても関与する機関が様々だと思いますし、虐待以外の問題も複雑に絡み合っている場合もある中、他機関で密に連携して日々対応してくださっているところだと思います。ありがとうございます。

そこで再度質問に移りますが、こども家庭センターでこれまで市が受けてきた児童虐待相談や関係機関からの情報共有を通じ、どのような家庭課題や傾向を把握しているのか。本市

特有の課題認識など、もしあればお答えをお願いしたいと思います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 厚生労働省の令和6年度統計調査によると、全国で心理的虐待と身体的虐待が75%と大きな割合を占めています。同様に、本市でも相談の84.7%がこの2種類で占められています。

支援者がおらず孤立した家庭ほど虐待リスクが高いということを踏まえ、母子保健部門と連携し、リスクのある家庭の早期発見と相談窓口の周知を図っています。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 旭市も同様に心理的虐待・身体的虐待が多いということで、傾向のほうありがとうございます。中でも児童虐待というのが、実の母が虐待の主体者となる割合が高いという国の発表データからも分かるとおり、母親の出産・育児上の困難やストレスといった虐待のきっかけになる要因を、いかに解消していくことが何より重要と考えます。

子を持つようになってから、母親が子どもを虐待するような事件報道を見て、何かかけ違いが起きていたら自分もそうになっていたかもしれないと想像してしまうくらい、私も現代のお母さんたちは孤立しやすい環境と言えます。

何よりもそういったことが起こらないための取組として、妊娠期からの切れ目ない母子保健支援こそ最重要であると考えます。このたびのこども家庭課創設の意義を最大限に生かすためにも、保健師等専門人材の設置体制や赤ちゃん訪問、産後ケア等、お母さんとその子どもの育ちの支援に十分な予算の確保が必要と考えるが、今後の市の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 保健師等の専門的なスタッフを雇用し、妊娠届出時からの伴走型相談支援事業や赤ちゃん全戸訪問等を通じて、子育ての孤立を防ぎ、虐待を未然に防ぐ活動に取り組んでおります。

また、保護者が安心して子育てができる環境を整えるため、産後ケア事業や子育て短期支援事業など、子育て支援に必要な予算は確保してまいります。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 十分過ぎると言ってもいいぐらいの予算を、ぜひ確保していただきたい
と思います。

先ほど、本市でも全国の傾向同様に、身体的また心理的虐待が多く占めるということを聞かせていただきましたが、それ以外の虐待が少ないのかといえばそうではなく、実際気づきにくかったり、子ども本人もそれが虐待だと分かっていないこともあると考えられます。性虐待の例を言えば、被害発生時の年齢に対して被害が発覚、相談するまでの期間には何年も後になる場合も多いことから、児童虐待の早期発見のためには、子どもの声を待つのではなく、周りで関わっている大人がいち早く異変に気づくことが重要です。

そこで伺います。本市では、学校や保育園等での職員に対する早期発見、対応に関する研修を行っているのか、お尋ねいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 児童虐待の早期発見及び関係機関との連携強化を目的としまして、毎年、保育所長、小・中学校の校長、教頭などを対象とした研修会を開催しています。具体的には、家庭児童相談室の職員が講師を務め、児童虐待の現状や虐待が疑われる目安、通報や相談先についての周知を実施しています。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。子どもたちの様子から異変に気づいたり、実際に状況を聞くとすると高い技術を要することになると思いますが、これについては様々な視点で繰り返し研修を行っていただきたいと思います。

続いて、多機関連携の状況について伺います。

児童虐待をはじめ、子どもや家庭が抱える問題について、学校や保育所、警察、医療機関など関係機関が情報を共有しながら支援につなげるために、各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会、本市にも設置されておりますが、こちらの委員構成を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） それでは、初めに要保護児童対策地域協議会、略しまして要対協の目的について説明をさせていただきます。

要保護児童の早期発見や適切な保護、要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、

関係機関、関係団体及び児童福祉に従事するものが個々のケースの情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するというのが目的となっております。

続きまして、要対協の委員構成につきましては、代表者会議と実務者会議で構成されており、代表者会議の委員は、旭市要保護児童対策地域協議会設置要綱に規定する児童相談所の所長、保育所や医師会の代表等19名で構成されています。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） お答えありがとうございました。

こちらの委員の構成について提案なんですけれども、市内における病児保育施設についても追加することが望ましいと考えます。病児保育も子育て家庭を支える重要な役割を担っていると認識しておりますし、お子さんが体調不良時にこそ、家庭や保護者の就労の困難が見えやすくなる場面も多いと考えます。そういったささいな変化や異変に早期に気づける場として、市内病児保育施設も委員に追加する考えはないかお尋ねいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 現在の委員の任期が令和10年1月までとなっておりますので、次回の改選までに検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ぜひご検討をお願いいたします。

児童虐待は発生してから対応するだけではなく、地域、行政の様々な立場の人が小さな変化に気づき、早い段階で支援につなげていくことが何より重要であることを改めて感じています。今回伺ったこども家庭課の取組や、要保護児童対策地域協議会の活動が今後さらに充実し、地域全体で子どもたちと家庭を支える体制につながることを期待しております。

最後になりますが、本日取り上げた内容以外にも、子どもを主体とした政策については、まだまだ本市では検討や充実の余地があると感じています。米本市長には、こども家庭庁も掲げる「こどもまんなか」という視点の下、誰一人取り残さない、子どもにとってもウェルビーイングなまちの実現に向け、今後もより一層取り組んでいただくことを要望し、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 澤 芳 雄

○副議長（井田 孝） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（１６番 宮澤芳雄 登壇）

○１６番（宮澤芳雄） 議席番号16番、宮澤芳雄です。旭市議会令和８年第２回定例会において一般質問を行います。質問は３項目です。

１項目め、中学校部活動地域展開について伺います。

部活動を地域展開するには、様々な課題の解決が必要ではないかと推察されますが、どのような部活動が地域に移行され、どのような指導体制の下、行われるのか。また、将来の展望について伺います。

今年の９月に部活動が地域展開される中、生徒の活動機会の確保と教職員の働き方改革を念頭に進めていると思いますが、現時点での課題と対応状況について伺います。

初めに、現在中学校で行われている部活動が全て地域展開できるのでしょうか。地域展開可能なクラブについて伺います。

２項目め、未就学児への医療的ケアの支援についてお尋ねします。

家族の負担軽減や保育の機会均等を図るため実施している、医療的ケアが必要な子どもへのサポート状況についてお尋ねします。

３項目め、災害時の応急給水について伺います。

今期の質問は以上です。再質問は質問席で行います。

○副議長（井田 孝） 宮澤議員、３項目めの内容は。

○１６番（宮澤芳雄） 失礼しました。３項目め、災害時の水の確保は健康被害などに直結する大切な問題です。東京都利島村では、水循環システムを活用した水の確保を行っています。市では飲料水や生活用水の確保についてどのように考えているのか伺います。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 生涯学習課からは、地域展開に関するものになります。現在中学校で行われている部活動が地域移行できるのか、地域移行可能なクラブについて伺うというご質問でございました。ご答弁いたします。

現在、市内の中学校５校の部活動は、スポーツ系が12種類40部、文化系が５種類９部が活

動しております。このうち、休日に活動しているスポーツ系12種類と文化系の吹奏楽部の受皿を整えられるよう、現在進めておるところでございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 私からは、2項目めの医療的ケア児へのサポートについて回答いたします。

医療的ケア児とは、日常生活や社会生活を送るために、たんの吸引やチューブによる栄養補給等の医療的ケアを必要とする児童です。保育施設で受け入れる場合は、医療的ケアに関する技能や経験を有した看護師等を配置し、主治医などの指示の下、医療的ケアを行っております。

○副議長（井田 孝） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課からは、3項目めの災害時の応急給水についてお答えいたします。

災害時に水道の供給が停止した場合の対応についてお答えいたします。

避難所で3日間、生命の維持に必要となる飲料水4万5,000リットルを、防災備蓄倉庫に保管をしております。災害時には、そのほか給水車を活用し、給水所を設けて飲料水の配布を行います。さらに、飲料水等の物資供給に関する協定も締結をしております。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） それでは、再質問をいたします。

1項目めの再質問です。スポーツ系が12種、文化系が5種9クラブということでした。それに対しての指導体制はどのようになっているのかお尋ねします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 指導体制についてお答えいたします。

一つのクラブ当たりの参加者数を30人と想定いたしまして、指導者は1クラブにつき2名体制で活動を行うことを計画しております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） 当然、この地域展開に当たってはお金が発生すると思います。それに

ついて、保護者の負担する参加費、これはどのようになっているんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 参加費について回答申し上げます。

本市では、持続的・安定的に取組が進められますよう、近隣市の状況や、あと運営費等の経費を踏まえ検討いたしまして、参加費は月額3,000円とすることで考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） 3,000円。これはまだスタートしていないので何とも言えないですけども、保護者にとってはいい負担になると思います。この年会費はないんですか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 年会費については想定してございません。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） 近隣とか全国のレベルですと、年会費5,000円から7,000円というところもあると聞いています。年会費がないというのはかなり負担軽減になると思います。その分、市のほうの負担がかかるのかもしれないですけども、子どもは地域の宝です、市の宝ですので、ぜひその辺のところは3,000円で貫いていただきたいと、決まったことですからお願いしたいと思います。

では、続いて次の質問をします。これは今からですので将来の展望をお伺いしたいんですけども、現時点で、まだスタートしていませんけれども、どのようにしていけるのか。教育委員会のお考えをお聞かせください。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 旭市が準備する地域クラブでございますが、学校部活動が担ってきたスポーツ、文化・芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の健全育成を目的とした活動の場でございます。生徒個々のニーズに応じた様々な活動ができるクラブとして、地域展開後も課題の把握とよりよい環境づくりに努めまして、地域クラブの発展につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） よろしくをお願いします。

令和6年だったのでしょうか。5年から7年までが準備期間というような形で、令和6年に、私も質問したんですけれども、私ももちろん、全国的にどういうふうに進んでいくのか、全くこれは、そのときのことは決まっていなかったと思います。そこまで、今、課長から話があった部分では、本当に随分進展したなというふうに思います。

やはり地域展開が定着していくまでには、それなりに時間が、長い時間がかかると思います。これから地域の代表者としてご指導に当たっていただく地域の指導者の皆さんも、先生方のこれまでの姿に心を打たれ、指導者自らも生徒とともに成長していけることだと思います。

子どもたちは地域にとってかけがえのない大切な宝です。子どもたちはもちろん地域ぐるみで育てていかなければなりません。部活動の地域展開は地域にとっても大変な課題です。しっかりと地域に根づくまで長い目で見守っていただきたいと考えますけれども、今後、教育長のご見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（向後依明） 宮澤議員ご指摘のとおり、部活動の地域展開が地域に根づいていくまでには、一定の時間が必要であるというふうに考えておるところでございます。

地域展開を進める上で大切なのは、地域の皆様のお力添えをいただきながら、生徒たちが安心して活動できる環境を整えていくことでございます。これから依頼する地域指導者の皆様には、それぞれの経験や知識を生かして、子どもたちの成長を支えていただくことを期待しているところです。

また、兼職・兼業の許可を受けて活動に携わってくださる教職員につきましても、その経験を生かしながら、地域と学校をつなぐ役割を担っていただければと、そのように感じております。

一方で、地域展開を進めること自体が目的ではございません。受入れ体制や活動環境が十分に整わない状況で見切り発車することなく、生徒の安全や活動の質、これを第一に考え、課題をこれからも一つ一つ確認しながら、着実に進めていくことが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、学校・家庭・地域が連携し、生徒たちにとってより充実し

た活動環境を整えることが可能となるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） ありがとうございます。よろしくお願いします。

中学生は部活動から多くのことを学び、大きく成長していきます。これまで、そのことを一手に先生方が担ってきました。大変ありがたいことだと感謝しています。これからの地域展開に当たっても、可能な限り先生方の力もお借りできればありがたいと思います。この件に関しては要望です。よろしくお願いします。

2点目の再質問をいたします。

旭市内では、医療的ケア児を受け入れている保育施設はありますか。お願いします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 本市で医療的ケア児の受入れが可能な施設は、現在民間保育施設2か所ございまして、うち1か所で受入れを実施しております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

医療的ケア児をサポートする体制はどのようなになっているのかお尋ねします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） それでは、サポート体制につきまして回答いたします。

こども家庭課の母子保健班では、6名の保健師が市内全域を11の地区に分けて担当し、医療的ケアの必要な子どもとその家庭に対する支援を行っております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） 具体的にどのようなサポートをしているのかお聞かせください。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 保健師は個々の家庭に寄り添い、必要なサービスへとつなぐ重要な役割を担っており、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない包括的な支援を行

っております。具体的には、妊娠届出時に全員対面面談、妊娠8か月頃、電話面談、子どもが生まれた後は赤ちゃん全戸訪問を行い、全ての子どもとその家族の現状を早期に把握しております。この訪問を通じ、医療的ケアが必要な子どもがいる場合には、保健師が継続的な電話連絡や家庭訪問を行い、ご家族の不安に寄り添いながら、個々のニーズに応じた支援サービスのご案内を行っています。

また、子どもの成長に合わせた療育や集団保育を開始する段階においては、保護者の希望に基づき、担当課との緊密な連携を図るとともに、関係機関の窓口への同行や入所予定の保育所、療育施設との連絡調整、見学の同行などを行っております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） 大変すばらしい対応といいたいでしょうか、ちょっと私知らなかったんですけれども、こんなに手厚く子どもに対して対応できるこども家庭課、すばらしい課ができたと思います。

最初、この質問をするに当たって、実は私も内容をよく知らなくて、このこども家庭課の。ある保護者の方から相談を受けて、ちょっと医療的ケアが必要な子どもなんだけれども、役所に行ったらそれは対象ではないと帰された。さる施設というか、そういう子どもさんの手当てをしてくれる施設があるんですね。そこに行って話したら、旭市では補助対象にならないという話だったんですけれども、それで私のところに来たから、前福祉課の課長だったんですけれども話をしたら、私はちょっと聞いていなかった。早速調べますと言って、これはもう全くもう対象であって補助金の対象です。ですからこちらで対応しますと、本当に丁寧に対応してくれて、その後、子育て支援課ですか、その職員との出会いがありました。

11地区をくまなく、子どもさんの手当てをしてくれる。これは子育てをする保護者にとって本当にありがたいことだと思います。その方たちにもお会いしたんですけれども、本当に親切に丁寧に対応してくれる方でありたい。もっとどんどんPRしていただきたいと思いますよ。知らない人がいっぱいいますから、市内でも。こんなすばらしい課があるんであればぜひとも、私も今日ここで話しました。何人かの方、これをご覧になっている方、あるいはいずれ議会だよりに掲載されますけれども、見てもらったら少しPRのお手伝いになると思います。本当にすばらしいですよ。自信持って、これから二つの課、協力し合って、市民のためですから頑張ってください。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○副議長（井田 孝） 一般質問は途中ですが、午後３時５分まで休憩します。

休憩 午後 ２時 ５ 分

再開 午後 ３時 ５分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き宮澤芳雄議員の一般質問を行います。

宮澤芳雄議員。

○１６番（宮澤芳雄） それでは、引き続き、３項目めの災害時の応急給水について再質問いたします。

水道の供給が停止した場合の対応については伺いました。それでは、生活水の確保についてはどのようなになっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 災害時の生活水の確保につきましては、断水時に手を洗うための水やトイレを流す水については、防災井戸や仮設水槽の水を活用いたします。また、生活水の入手が困難となることも想定しまして、アルコール消毒液、ウェットティッシュ、ビニール手袋、携帯・簡易トイレなどを備蓄しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○１６番（宮澤芳雄） それでは、水循環システムについてお伺いしたいんですけれども、これは私、去年の令和７年の９月議会で質問するために、８月に東京都利島村まで視察に行っただけなんですけれども、先に市の見解をお聞かせください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 水循環システムにつきましては、上水道の配水管がない場所でも、電源さえあればいつでもどこでも、シャワーや手洗いスタンドなどを使用できるものと認識しております。また、循環式であることから一定量の水を繰り返し使用できるとのことで、下水道管や浄化槽も不要とのことです。

フェーズフリーの観点からも、公共施設に常設して、災害時には避難所などでの活用ということも考えられます。このことから、昨年のあさひ防災フェアでは、防災設備・防災グッズの展示エリアで、この水循環システムを取り扱う業者の出展も予定されておりましたが、残念ながら悪天候のため中止となっております。本年10月に開催するあさひ防災フェアには、改めて出展を依頼する予定でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

私が視察に行った理由はね、干潟地域には、水道本管から大分離れていて、水道を引くに500万円かかるとか、そういう話が普通なんですよ。ここに水道を引くのであればもう引越すという方もいてね、これを私が知ったときに、利島村に視察に行ったんですけれども、利島村でよく教えてくれたんですけれども、ヤフーだったかな、スポンサーがついて、コンテナを3台連結して無償で提供してくれて、そこに1棟は住まい、1棟はこの循環システムの機械を全て入れて、もう一棟にはいろいろな機器があると思うんですけれども、これはソーラーパネルで水も要らない、電源も要らない、上下水道も、今課長おっしゃったとおり全くその一つで、今のインフラから切り離して使えるということで、これが価格が安くなれば、いずれ家庭でも取り扱えるんじゃないかなということでよく聞いてきました。

東京都が実は試作的に、離島の場合には水の確保がもう本当に大変な苦勞をされているんですね。雨水を浄化して水道にしているんですけれども、それだけでは水が足りなくて、足りない部分どうするかといったら、海水を淡水化するんですけれども、その装置が非常に高いんだそうです。フィルターの交換だとかメンテナンスにまた非常にお金がかかる。

このお話が来て非常にありがたいと。利島村は300人くらいの人口なんですけれども、ほとんどが外部から島へ越してきた方で、どんどん増えているんだと。町営住宅をつくるんだけれども、これからはそこには全てこのシステムを入れたいと。幾らぐらいかかるんですかって言ったら、まだ試作段階なのでお金の話は分からない。ただ、500万円くらいはかかるようなことは聞き及んでいますという話でした。将来的にまた価格が下がることもあると思います。そういった時点では、市のほうでも検討していただければありがたいと思います。これはこれで回答結構ですから、次の質問をさせてください。

東京都の目黒区で災害……、さっきの話ですけれども一つ言い忘れました。私はこの水循環システムというのは、家庭用の水道の水の確保のためにと考えたんですけれども、もう早

速私が一般質問やったら、すぐ職員が先に先行して、これは災害のときの危機対応に利用できないだろうかということで、去年防災訓練に展示してくれる話だったんですね。ありがとうございます。

東京都の目黒区が、やはり災害が発生したときの帰宅困難者のトイレの、これまで大分トイレで苦戦したらしくて、これを早速導入して対応に当たりたいということなんですけれども、それについて何か市では分かることがありますでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 水循環システムを利用したトイレにつきましては断水発生時の緊急時は有効なシステムとなり得ると思いますが、恒久的な使用につきましてはコスト面による課題もありますので、先進事例を参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

実は利島村に行ったときにね、もうコンテナハウスの中に設置されていて、人が住んでいるので、残念ながら中は、1年間試しに住んでもらったんだそうです。非常に快適で、全くふだんの生活ができるということ。ただ、家の中を開けて見るができない、もう個人の家なので、見せてもらえなかったんですね。

去年防災訓練に何か出展してくれるということだったので、楽しみにしていたんですけども、ぜひ今年可能であれば、その業者の方がいらっしゃればお話聞かせてもらいたいと思います。市でもいろいろ、このシステムについて研究していただいて、本当にありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（宮内 保） なお、次回は16日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時13分